



国際サービス規約

目次

総則	1
定義	1
フェデックス・アカウント・ナンバー	1
住所の訂正	2
運送料等の請求	2
営業日/休日	3
ワルソー条約に基づく運送	3
運送代理店	3
クレーム	3
C.O.D.サービス	3
支払期間	3
通関手続	4
危険品	4
申告価額と賠償責任の限度	5
寸法重量方式(容積重量)	5
ドロップオフ・サービス	5
関税その他税金	6
輸出規制法	6
フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト (BSO)	6
フェデックス・インターナショナル・エコノミー (IE)	7
フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイト (IEF)	7
フェデックス・インターナショナル・ファースト	7
フェデックス・インターナショナル・メールサービス (FIMS)	7
フェデックス・インターナショナル・プライオリティ (IP)	8
フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション (IPD)	8
フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト (IPF)	8
燃料割増金	9
営業所・業務センター留めサービス	9
貨物の検査	9
免責規定	9
支払方法	10
マネーバック・ギャランティー制度	10
複数パッケージの貨物運送	11
混載貨物	11
パッケージ追跡	11
梱包およびマーキング	11
集配サービス	11
300キログラムを超える貨物の集荷	12
郵便私書箱宛	12
配達証明/口頭	12
配達証明/書面	12
料金の見積	12
再配達サービス	12
貨物の引受拒否	12
レギュラー・ストップ・ピックアップ (定期集荷サービス)	12
制限条項	12
経路指定および再経路指定	13
土曜サービス	13
保管料	13
配達不能貨物	13
保証	13

国際サービス規約

総則

この国際サービス規約は、当社の自動出荷システム、マニフェスト、航空貨物運送状、ラベル、および感熱式航空貨物運送状を利用してお客様から運送委託される貨物等について、日本から所定の海外仕向け地に向けたフェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービス(フェデックス・インターナショナル・ファースト、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ(IP)、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト(IPF)、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト(BSO)、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション(IPD)、フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックス、フェデックス・インターナショナル・メールサービス(FIMS)、フェデックス・インターナショナル・エコノミー(E)、およびフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイト(IEF)を含みます。)に適用されます。

フェデックス・インターナショナル・プレミアム、フェデックス・インターナショナル・エクスプレス・フレイト(IXF)、およびフェデックス・インターナショナル・エアポート・ツー・エアポート(ATA)に係る貨物については、これらのサービスに適用される契約条件、料金表またはこの両者をご参照ください。

この国際サービス規約の規定と航空貨物運送状その他の運送に関する文書に規定される条項との間に相違するものがあるときは、この国際サービス規約および補遺または追補の規定が優先します。ただし、ワルソー条約の責任に関する規定についてはこの限りではありません。

海外から日本国内または他の外国の仕向け地に向けた貨物については、運送の委託地において当該貨物を引受けたフェデックスの子会社、支社または契約業者のサービス規約が適用されます。

この国際サービス規約の条件や条項を実施あるいは適用しなかった場合であっても、それによって将来においても実施あるいは適用を放棄するとみなされたり、または当社がそれらの実施あるいは適用をする権利を失うものではないものとします。

この国際サービス規約は、従来の国際サービス規約その他従来の当社のサービスに適用される条件または料金を規定する修正あるいは追加事項、書類等に優先するものとします。

当社は、通知なしに随時、料金、サービスの種類および内容、ならびにこの国際サービス規約を、権限ある当社担当役員(の文書により変更、修正または補足する権利を留保します。権限ある当社担当役員とは、マーケティングおよびコーポレート・コミュニケーション担当上級副社長またはこれに代わる地位にある役員を指し、これ以外の役員・従業員等にはこのような変更、修正、補足の権限はありません。

この変更、修正、補足の制限は、1人のお客様のみに適用のある変更、修正、補足およびフェデックス・セールスまたはフェデックス・カスタマー・オートメーション契約に含まれる変更、修正、補足には適用されません。フェデックス・セールスまたはフェデックス・カスタマー・オートメーション契約とこの国際サービス規約との間に相違がある限りにおいては、フェデックス・セールスまたはフェデックス・カスタマー・オートメーション契約が優先します。かかる変更、修正、補足の写しの入手をご希望の方は、当社カスタマーサービスにご連絡ください。

運送料金およびサービスについての当社従業員または契約業者による見積は、お客様から提供される情報に基づいて行われます。最終的な運送料金とサービスは実際に委託された貨物にこの国際サービス規約を適用して決定しますので、当初のものと変わる可能性もあります。

日本で受託された海外向けフェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスについての料金、サービスの種類、サービスの内容および適用されている契約条件に関して、この国際サービス規約

と、他の当社文書、または口頭による提示との間に相違があった場合は、この国際サービス規約(その変更、修正、補足があったときは、変更、修正、補足後のものをいいます。)が優先します。当社は、明示または黙示にかかわらず、一切の保証を行いません。当社は、全世界におけるフェデックスのサービスに関するフェデックスのサービス地域および配達約束時間を掲載したフェデックス・サービス・ガイドを発行しています。フェデックス・サービス・ガイドは、随時当社が変更するものを含み、この国際サービス規約に参照として組み込まれるものとします。フェデックス・サービス・ガイドをご希望の方は、当社にご連絡いただくか、フェデックス営業所で閲覧いただけます。サービス地域および配達約束時間に関する最新情報は、当社カスタマーサービスにご連絡ください。

定義

この国際サービス規約において、以下の用語は、以下を意味します。

「受取人」または「荷受人」とは、貨物が送付される相手先で、その氏名または名称が航空貨物運送状に受取人として記載されている者を意味します。

「差出人」または「荷送人」とは、貨物の運送の委託者で、その氏名または名称が航空貨物運送状に発送人として記載されている者を意味します。

「航空貨物運送状」とは、運送書類、マニフェスト、ラベル、自動出荷システムへ入力されたもの、その他当社システムで使用される同様のものを意味します。

「パッケージ」とは、自動出荷システム、マニフェストまたは航空貨物運送状によって、お客様より当社へ運送委託され、当社が運送受託した容器または封筒を意味します。

「貨物」とは、1通の航空貨物運送状により運送の委託がなされ、当社がこれを引受けたパッケージの全部を意味します。

アカウント・ナンバーに係る「有効な」とは、当社が発行した有効なフェデックス・アカウント・ナンバーで、貨物の運送受託の時点で信用状態に問題のないことを意味します。

「信用状態に問題のない」とは、有効なクレジットカードに直接請求される場合、または法人の口座の残高が、当社が事前に定めた信用限度額を超えない場合を意味します。

「当社」または「フェデックス」とは、フェデラルエクスプレスコーポレーション、その子会社および支社ならびにこれらの従業員、代理人および契約業者を意味します。

「お客様」とは、差出人あるいは荷送人、受取人あるいは荷受人ならびにこれらの代理人、使用人、従業員、およびその他当該貨物に利害関係を有したまたは利害関係を主張する人または団体を意味します。

「ガイド」および「サービス・ガイド」とは、当社サービス・ガイドをいい、その変更、修正または補足があったときは、変更、修正、または補足されたものを意味します。

「運送料」とは、貨物の輸送に対して請求される金額を意味し、関税その他税金、従価料金、およびその他この国際サービス規約に従って課せられる費用および追加料金を含みます。

「フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービス」とは、フェデックス・インターナショナル・ファースト、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション、フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックス、フェデックス・インターナショナル・メールサービス、フェデックス・インターナショナル・エコノミー、およびフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトを意味します。

フェデックス・アカウント・ナンバー

お支払いが貨物の委託の際に現金(現金を扱わないオフィスもありますので、ご注意ください)、小切手、郵便小為替またはクレジットカードで行われる場合を除き、フェデックス・アカウント・ナンバーが必ず必要になります。信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーをご使用いただければ、当社の請求書はあらかじめ指定された支払担当部署へ発送され、当社によってアカウントの取引状況の要約が作成され、運送料は支払人に対し当社が認めた割引率に基づいて請求されます。「着払い」取引の場合は、荷受人に信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーが必要であり、航空貨物運送状の所定欄にこれを記載していただきます。「第三者払い」取引の場合には、貨物依頼の際に第三者の信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーを航空貨物運送状の所定欄に記載していただきます。もし、荷受人または第三者が運送料その他の料金(関税その他税金を含みます。)の支払いを怠ったときは、荷送人が最終的な支払責任を負わなければなりません。フェデックス・アカウント・ナンバーは貨物の発地で行きされ、譲渡不能です。フェデックス・アカウント・ナンバーを間違えて使用すると料金割引がまったく適用されなかったり、サービスの中断につながることもあります。もし請求される口座の信用状態に問題がある場合、他の支払手続完了まで貨物の配達に遅延が生じたり返送されたりすることがあります。もし口座の信用状態に問題があったために貨物の配達に遅延が生じたり返送されたりした場合には、マネーバック・ギャランティ制度は適用されません。

当社の自動出荷システムをご利用のお客様は、「元払い」、「着払い」および「第三者払い」のいずれの取引についても、発送時にフェデックス・アカウント・ナンバーが必要となります。個人としてご利用のお客様は、現金、クレジットカード、郵便小為替または小切手によってお支払いいただきます。当社は法人に対してのみ信用口座を開設します。信用口座は、法人の経営状態を確認できない場合は、閉鎖されることがあります。個人に対して信用特典は提示いたしません。フェデックス・アカウント・ナンバーの発行に際しては、当社の信用部門による事前の信用調査および確認を受けていただきます。

フェデックス・アカウント・ナンバーの発行を受けたお客様はその口座に請求される全ての費用について責任を負うものとします。

フェデックス・アカウント・ナンバーの保有者は自己のフェデックス・アカウント・ナンバーの管理に責任を負い、そのナンバーにより貨物を発送することを許可した者のみに対してこのナンバーを知らせるものとします。フェデックス・アカウント・ナンバーの保有者は自己のフェデックス・アカウント・ナンバーの無許可使用の危険を負担するものとします。

小切手による支払いでその決済ができなかったお客様、または請求書の支払いが請求書記載の支払期日までになされなかったお客様については、「現金払いのみ」が認められることとなります。「現金払いのみ」のアカウントを使用されると、支払手続完了まで貨物の到着が遅延、または貨物を引受拒否、返送する場合があります。もし請求されるアカウント・ナンバーの信用状態に問題がある場合、他の支払方法が確保されるまで、貨物の配達に遅延が生じたり返送されたりすることがあります。

もし口座の信用状態に問題があったために貨物が留め置かれた場合には、マネーバック・ギャランティ制度は適用されません。

当社の有効なフェデックス・アカウント・ナンバーをもつお客様は、お客様に関する事項をあらかじめ印刷した当社の航空貨物運送状の交付を受けることができます。割引を受ける場合にはフェデックス・アカウント・ナンバーをご利用いただく必要があります。アカウント・ナンバーをご利用になる場合、その口座を使って発送される全ての貨物にはこの国

際サービス規約(変更される場合があります。)が適用されます。

住所の訂正

間違った郵便番号が記載されている場合、アパート番号の記入漏れがあった場合、すでに転移している荷受人の旧住所の記載があった場合など、荷受人の住所が不完全または不正確である場合においても、当社は正しい住所にできるだけ速く配達するように努力いたしますが、このような場合で配達できないときには責任を負いません。このサービスには1件につき1,200円の特別取扱料金がかかる場合があります。正しい住所が確認できず、荷受人に連絡できなかった場合には、当社は荷送人に連絡をして貨物のその後の取扱いについての指示を受け、または貨物の返送の手配をすることがあります。当社は配達先住所が不完全または不正確である貨物については配達約束時間を守る義務を負いません(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご参照ください。)。郵便私書箱への配達については、この国際サービス規約の「郵便私書箱宛」の項をご参照ください。

運送料等の請求

- A. 運送料については請求書に記載する支払期日までに支払われるものとし、関税その他税金については請求書を受領次第速やかに支払われるものとします。
- B. お客様が当社に対し、お客様の請求書データを電子メールによりお客様に送信することを依頼された場合、お客様は正確な電子メールアドレスを当社に提供しなければなりません。不正確な電子メールアドレスまたはその他いかなる事由においても請求書データがお客様に到達しなかった場合、当社は一切責任を負いません。電子メールにより請求書データを受領しなかった場合、お客様は当社にご連絡いただく必要があります。
- C. 「元払い」は、所定の料金が荷送人に請求されることを意味します。この場合、航空貨物運送状の所定欄に荷送人のフェデックス・アカウント・ナンバーの記入を必要とし、当該口座について支払いの遅滞のないことが必要になります。
- D. 「着払い」は、関税その他税金を含む所定の料金が荷受人に請求されることを意味します。運送料を荷受人払いとするためには、荷受人のフェデックス・アカウント・ナンバーが配達時より以前に航空貨物運送状の所定欄に記入されていること、および当該フェデックス・アカウント・ナンバーに未払いがないことが必要となります。または、荷受人が配達受領時に支払いを行わなければならない。 「着払い」が可能な地域に関しては制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。当初「荷受人払い」と指示されていた貨物につき、当該荷受人がその支払いを拒絶した場合、その金額を第三者に再請求することもできます。その第三者によって支払いがなされない場合、さらなる請求先変更が必要になったときには、荷送人の口座に対してのみ可能です。荷受人または第三者払いの第三者が支払いをしない場合は、荷送人が全ての料金および費用についてその支払責任を負い、請求は荷送人に対してなされるものとします。
- E. 「第三者払い」は、指定された料金が荷送人または荷受人以外の第三者に請求されることを意味します。この支払方法を指定する場合は、当該第三者の信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーを航空貨物運送状の所定欄に記入する必要があります。当該第三者が支払いを拒否した場合には、その運送料は自動的に荷送人に請求され、関税その他税金は荷受人に請求されます。当該第三者が当社と信用取

引関係をもっていない場合には、請求は自動的に荷送人に行われます。「第三者払い」が可能な地域に関しては制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

- F. お客様の口座の信用状態に問題がある場合、貨物の配達に遅延が生じたり返送されたりすることがあります。
- G. 海外向けの貨物については、その内容に応じて関税その他税金が課される場合があります。関税その他税金は荷送人、荷受人または第三者宛に請求することができます。「関税その他税金元払い」または「関税その他税金第三者払い」の指定は特定の地域の配達についてのみ可能です。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。荷送人が航空貨物運送状の所定欄に関税その他税金の支払人の指定を行わなかった場合は、関税その他税金は自動的に荷受人に請求されます。ある貨物につき関税その他税金が発生し、当社がその立替払いを行った場合は、一定の金額または立替払いされた当該関税その他税金の合計額の所定のパーセンテージ(いずれか大きい金額)を当該関税その他税金の支払人に特別取扱手数料としてお支払いいただきます。日本への輸入の場合、受託品の関税その他税金の合計額が500円以上の貨物については、500円あるいは関税その他税金の合計額の2%のいずれか大きい金額を、関税その他税金についての特別取扱手数料としてお支払いいただきます。当社が関税その他税金を立替える場合の条件についてはこの国際サービス規約の「関税その他税金」の項をご参照ください。
- H. 請求の際に、請求用コピーが入手できない場合には、電子的に取り込んだデータが請求用の目的に使用される場合もあります。
- I. 米ドル以外で外貨換算が自由な通貨による請求額は、OANDAの週間換算率によって米ドルに換算し、支払人の口座に請求されます。これにはヨーロッパの通貨(EURO)も含まれます。オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、およびスペインの通貨にはEUROに対する固定換算率があります。米ドル以外の通貨から米ドルへの換算には1.75%、米ドルから米ドル以外への通貨への換算には2.3%、米ドル以外の通貨から別の米ドル以外への通貨への換算には2.0%の取扱手数料が加算されます。EUROに関わる通貨間での換算には取扱手数料はかかりません。米ドル以外で外貨換算が自由に行えない通貨による請求額は、当社の判断に基づき、フリーマーケットレート、あるいは当社が当該通貨で米ドルを購入することを許可された公式換算率によって米ドルに換算し、支払人の口座に請求されます。超インフレ通貨以外の換算については、発送日の換算率が使われ、超インフレ通貨の換算については、請求日の換算率が使われます。
- J. 当社が立替えた全ての関税その他税金に限らず、その支払いに関する指示のいかにかわからず、荷送人は貨物の運送に係る全ての料金その他の費用について常に最終的な支払責任を負うものとします。
- K. 料金等の支払先は次の通りです。
現金、小切手の場合：
〒261-7110
千葉市美浜区中瀬二丁目6番地
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト
フェデラルエクスプレスコーポレーション
カスタマーサービス・請求担当宛
銀行振込の場合：
請求書に記載の指定銀行口座
- L. 請求書の訂正等
1. 当社は、航空貨物運送状および自動出荷シ

テムを使用して発送される貨物を、サービスの種類、パッケージまたは貨物の重量を確認するために検査することができるとします。指定されたサービスの種類または重量が不正確な場合は、当社はいつでも請求書に適切な調整を行うことができるものとします。

2. 航空貨物運送状の所定欄への記入または自動出荷システムの利用に際しての正確な貨物情報の入力には荷送人の責任において行っていただきます。お客様に正確な料金請求を行うためには、パッケージの個数およびパッケージごとの重量が非常に重要ですので、これについて記入漏れがあったり間違った入力があった場合には、当社の定めるところの「重量不明」パッケージ標準推定重量(定期的に調整されることがあります。)および当社の推定による運送されたであろうパッケージ数に従って、料金の請求が行われます。
3. 請求金額の一部の支払いを留保されるだけでは請求書の訂正の請求があったとみなされるものではなく、また「マネーバック・ギャランティー制度」等に基づく払戻請求の通知があったとはみなされません。上記要請は、請求書の明細または請求書の送金通知書上に記入されるか、なぜ一部分しか支払いを行わないかという理由、要請の性質を明記した書面が添付されなければなりません。当社に対する通知には、お客様がフェデックス・アカウント・ナンバーをお持ちであればそのナンバー、航空貨物運送状またはパッケージの追跡番号、貨物発送日ならびに荷受人の住所・氏名(郵便番号があるときは、これを含みます。)を明示していただきます。「マネーバック・ギャランティー制度」に基づく料金の払い戻しは、その払い戻しの原因となった貨物に対する料金についてのみ適用されます。
4. 「過誤請求」とは、不正確な料金もしくは特別取扱料金に基づいた請求、誤った種類のサービスとしての請求または不正確なパッケージ重量、貨物重量、または不正確なフェデックス・アカウント・ナンバーに基づいた請求を意味します。過誤請求についての調整の請求または二重払いの場合で過誤請求の原因が当社にあった場合は、払戻請求は当該貨物の最初の集荷日から1年以内に行われなければならない。ただし、過誤請求の原因がお客様にあった場合は、上記請求は当社の当該貨物に係る最初の請求書の日付から60日以内に行われなければならない。運送サービスの不履行に対する請求調整については、この国際サービス規約の「マネーバック・ギャランティー制度」の項をご参照ください。
5. 請求書の調整の請求は次の住所に郵便で行ってください。
〒261-7110
千葉市美浜区中瀬二丁目6番地
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト
フェデラルエクスプレスコーポレーション
カスタマーサービス・請求担当宛
なお、請求書についてのお問い合わせは、月曜日から金曜日の午前9:00時から午後6:00時まで、0120-732327の「カスタマーサービス・請求担当」までお願いいたします。
- M. 荷送人は当社が取引についての債権を回収するにあたり合理的に支出した全ての費用(弁護士費用、債権回収代理人費用、利息、裁判費用を含みますが、これらに限りません。)の支払責任を負うものとします。
- N. 日本への輸入の場合、関税その他税金を含む所定の料金、「着払い」、「第三者払い」と指定されている場合であっても、荷送人が航空貨物運送状の所定欄に支払人のフェデックス・アカウント・ナンバーを記入していなかったとき、当

該フェデックス・アカウント・ナンバーに未払いがあるとき、または、当該フェデックス・アカウント・ナンバーが信用状態に問題のあるときは、関税その他税金を含む所定の料金は、輸入者に請求される場合があります。

営業日／休日

「営業日」とは、国が定める祝日およびその振替休日を除き、月曜日から金曜日まで（ただし、1月2日および1月3日は休日とします。）を意味します。海外における営業日はその土地の慣習によって異なる場合があります。当社の運送所要時間および配達約束時間は海外の休日によって影響を受けますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。基本的には、配達予定日が休日にあたる場合は翌営業日に配達が行われます。当社が直接集配していない地域に関しては、状況により営業日が異なる場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

ワルソー条約に基づく運送

- A. この国際サービス規約において、「ワルソー条約」または「条約」とは、1929年10月12日にワルソーで採択された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」またはモントリオール第四議定書および1999年5月28日にモントリオールで採択されたモントリオール条約を含む修正された同条約を意味し、いずれも、航空貨物運送状を発行する航空会社および国際航空貨物運送その他関連サービスを提供する全ての航空会社を含む「運送人」ならびにその運送に対して適用されます。
- B. 最終仕向地または寄航地が発地以外の国にある貨物の運送の場合、ワルソー条約の適用があります。この場合、貨物の滅失、毀損または遅延に関する当社の賠償責任は同条約により決定され、ほとんどの場合一定限度に制限されています。
- C. 次に説明しますように、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、ワルソー条約の下では、貨物の滅失、毀損または遅延についての当社の賠償責任は、一定限度に制限されています。なお、ワルソー条約の賠償責任限度解釈については国によって異なる場合があります。お客様の貨物にモントリオール第四議定書またはモントリオール条約が適用される場合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、当社の賠償責任は、1キログラム当たり17特別引出権（SDR）に制限されています。モントリオール第四議定書またはモントリオール条約以外のワルソー条約が適用される場合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、当社の賠償責任は、1ポンド当たり9.07米ドル（1キログラム当たり20米ドル）に制限されています。
- D. ワルソー条約により制定された国際運送における責任に関する規定に抵触しない限り、当社の運送その他のサービスは、この国際サービス規約および当社料金表（その変更があったときは変更後のもの）に従うものとします。料金表は、米国テネシー州メンフィス所在の当社本社の承認を必要とすることもあります。
- E. 当社は貨物を特定の航空機またはある一定の輸送経路で輸送する義務を負うものではなく、またいかなるスケジュールに従ってもいかなる地点へも接続を行う義務を負いません。当社は予告なく運送人もしくは航空機を変更し、通常の輸送経路外を通過し、または貨物を地上輸送する場合があります。運送の委託の際に合意される経路には存在しません。当社は自ら適切と認める経路で貨物を輸送する権利を留保します。

運送代理店

当社は、世界各地で集荷・配達のパッケージサービスを提供しておりますが（サービス地域については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。）当社に代えて直接運送代理店の貨物集配サービスを利用される場合には、当該運送代理店の請求する全ての費用および料金は、お客様において責任をもってこれをお支払いいただきます。

クレーム

- A. 配達遅延による腐敗その他の損害の賠償請求等、遅延、数量不足その他の損害についてのクレームの申立は、貨物の配達後21日以内に書面にて当社に対してなされるものとします。配達遅延の場合の運送料の払戻請求に関する申立期間については「マネーバック・ギャランティー制度」の項をご参照ください。
- B. 不着または誤配に関するクレームの申立は、当社がその貨物の引渡しを受けてから9ヶ月以内に当社に対してなされるものとします。
- C. お客様は当社カスタマーサービスに電話でクレームの申立をなさることもできますが、その場合においても上記の期限内に書面にて当社にその通知をしていただきます。
- D. 本項AまたはBの規定に従って当社に対してクレームの申立が行われた場合、その後9ヶ月以内に当該クレームの裏付となる資料を書面にて当社に提出していただきます。かかる資料には、仕入書、修理見積書または請求書、経費明細書、または鑑定書等の原本ならびに航空貨物運送状その他の記録の写しが含まれます。これらの書類は証明され得るものでなければなりません。当社は当該貨物に係る運送料等が全て支払われるまではクレームについていかなる措置も取る義務を負いません。クレーム金額を運送料等から控除することはできません。
- E. お客様より、貨物の内容物、輸送に使用されたカートンおよび梱包の現物を当社に対して検査のために提示していただき、クレームの処理が終わるまでお客様に保管していただきます。
- F. 本項Gに規定されている場合を除いて、荷受人が損害についての書面による申立を配達受取上に行わないで貨物を受け取った場合には、その貨物は良好な状態で配達されたことと推定されます。
- G. 配達のとときに発見されなかった隠れた損害のクレームについては、荷送人または荷受人は損害発見できるだけ速やかに（ただし、いかなる場合にも配達日から21日以内に）、当社に申立を行うものとします。
- H. 損害額の評価に際しては、当社は衝撃（ショックウォッチ）、傾斜（フィルトメーター）または温度に関する計器の計測結果は採用いたしません。
- I. 貨物が配達された日または配達されるべき日から2年以内に何らの請求もなされなかった場合、この国際サービス規約に準拠して行われた貨物の運送に起因する請求原因に基づく当社に対する損害賠償請求権は消滅するものとします。
- J. 荷送人が当社に対し権限を付与しない限り、当社は、荷受人、受取人、または第三者からのクレームの申立を受付けません。荷送人が当社に対し、荷受人、受取人、または第三者からのクレームの申立をこれらの者との間で処理する権限を付与する場合、荷送人の当該権限付与は、荷送人の書面（法人の場合は、法人のレターヘッドを使用し書面）により提供されなければならず、パッケージ追跡番号および受取人が荷受人、受取人、または第三者との間で解決されるべき理由も提供されなければなりません。
- K. お客様による当社に対するクレームの申立は、書面により行わなければならないものとします。当該書面には荷送人および受取人についての情報をもれなくご記入ください。さらに航空貨物運送状またはパッケージ追跡番号、貨物発送日、

貨物の個数および貨物の重量をご記入ください。ただし、梱包方法の適否または貨物の損傷の原因についてお客様と当社の間紛争が生じた場合、かかる紛争は、利害関係を有しない適任の仲裁人をそれぞれに1名ずつ選任し、これら2名と両名が選任した第三の仲裁人との計3名による仲裁に付されるものとします。これらの仲裁人が下した仲裁判断は確定的で、両当事者を拘束するものとします。かかる仲裁の規則および手続は、両当事者の合意に基づいて定めることができますが、合意に達することができない場合は、仲裁人が合理的な規則および手続を定める権限を有するものとします。上記の仲裁人は、この国際サービス規約の明示的な条件または規定（責任の限度に関するものを含みます。）を変更または修正する権限を有しないものとし、またその条項により、この国際サービス規約に明示された条件または規定を修正または変更する効果をもたらすような仲裁判断を下す権限も有しないものとします。お客様と当社のいずれも、仲裁判断の執行を求める場合を除き、この国際サービス規約に基づく仲裁に付すべき紛争を理由として法律上、慣習法上または衡平法上の訴訟を提起することはできません。当社が本項を發動しないいかなる場合においても、本項の規定を放棄するものではありません。各当事者は、各自仲裁費用を負担するものとします。

L. お客様は、集団訴訟における原告または集団の代表者として当社に対する訴えを提起しないこと、集団訴訟のメンバーに加わらないこと、またその方法のいかにかわらず、当社を被告として提起された集団訴訟に当社の相手方として参加しないことに同意するものとします。ただし、本項のいかなる文言も、お客様が単独の原告として当社に対する訴訟を提起する権利を制限するものではありません。

C.O.D.サービス

当社は海外の仕向地についてはC.O.D.（代金引き換え渡し）サービスを行っておりません。「C.O.D.」と表示されたパッケージまたは貨物は返却されるものとし、関連費用は全て荷送人に請求されます。

支払期間

支払期間は請求書の日付を基準として始まります。運送料は請求書に記載された支払期日までにお支払いいただきます。関税その他税金についてはその請求書受領後直ちにお支払いいただきます。関税その他税金が運送料と同一請求書による場合は、受領後直ちに支払われなければならないものとします。お客様のお支払いに遅滞がある場合には、「現金のみ」の支払条件とされることがあります。この支払条件が適用された場合、当社のサービスの利用範囲が制限されたり、割引料金の適用にも支障をきたすことがあります。「現金のみ」の支払条件が適用された場合、支払期限の過ぎた金額が完全に支払われるまでは、他の支払条件の適用を受ける特典は提供されません。お支払いに遅延があり、「現金のみ」の支払条件が適用された場合、合理的と考えられる一切の費用（弁護士費用、債権回収代理人費用、利息、裁判費用を含みますがそれらに限りません。）はお客様の支払責任となります。上記回収費用等を含む未払金が全て支払われた場合においても、現金以外の取引をお断りする場合があります。「現金のみ」の支払条件の解除をご希望のお客様は、当社請求担当（電話0120-732327または043-299-3110）までご連絡ください。もし請求されるアカウント・ナンバーの信用状態に問題がある場合、他の支払手続完了まで貨物が留め置かれたり途中で運送が中止されたり返送されたりすることがあります。もし口座の信用状態に問題があったために貨物が留め置かれた場合には、マネーバック・ギャランティー制度は適用されず、配達の際の個数および貨物の重量をご記入ください。

遅延や未配達の際に請求金額からの差し引きを受けられません。

通関手続

- A. 国境を通過する全ての貨物は荷受人への配達に先立って仕向国における通関が必要となります。
- B. 本項Fに規定されている場合またはお客様が当社以外の者を通関業者に指定した場合を除いて、当社は「フェデックス・インターナショナル・プライオリティ」貨物または「フェデックス・インターナショナル・エコノミー」貨物を税関その他関係機関に対して通関のために提出します。当社は、事前に適切な信用手続がとられていることを条件として、荷送人または荷受人に代って関税その他税金を立替払します（この国際サービス規約の「運送料等の請求」、「関税その他税金」および「フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト」の項をご参照ください。）。
- C. 荷送人が当社のフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトを選択しなかった場合であっても、当社の選択により当社以外の特定の通関業者を使用したいという荷受人の指示を受け付ける場合もあります。さらに、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトを選んだ場合であっても、荷送人が選んだ通関業者以外の業者を使用したいという荷受人の指示を受け付ける場合もあります。
- D. 書類の間違ひまたは不足等により税関その他機関において貨物が留め置かれた場合には、当社は当社の判断によりまず荷受人に通知する場合があります。現地の法令上荷受人が情報を修正または書類を提出する義務を負っている場合において、荷受人より当社の定める相当の時間内にこれらがなされなかった場合は、貨物は配達不能とみなされます（この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご参照ください。）。ただし、荷受人より必要な情報および書類の提出がない場合において、現地の法令上荷送人がこれを提出することができるときは、当社は当社の判断により荷送人に通知する場合があります。荷送人からも当社の定める相当の時間内に必要な情報および書類の提出が完了できなかった場合には、貨物は配達不能とみなされます（この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご参照ください。）。当社が荷受人または荷送人に通知する試みをするしないにかかわらず、書類の間違ひまたは不足等により貨物の配達ができなかった場合には、当社は一切の責任を負いません。
- E. 航空貨物運送状に付随して他の書類（例えばコマース・インボイス）を必要とする貨物については輸送時間が余計にかかる場合もあります。必要書類へ適切な記入を行うことおよび適切な関税番号を含む完全かつ正確な内容物の記載（例：男性用シャツ／綿100％／日本製）は荷送人の責任において行っていただきます。
- F. アンギラ、アンティグア、マルティニーク、セントセラト、セント・クリストファー・ネイビス向けの書類以外の貨物は全て、金額に関係なく、荷受人が通関手続をしなければなりません。50米ドルを超えるセント・ビンセント、ウルグアイおよびグレナダ向け、250米ドルおよび重量50キログラムを超えるアルゼンチン向け、500米ドルを超えるチリ向け、500米ドルを超えるブラジル向けの書類以外の貨物は全て、荷受人が通関手続をしなければなりません。この場合は、荷受人に通関書類が引渡され、書類の引渡しをもって貨物の引渡しといたします。
- G. 米国の通関規則により、米国内に輸入される一定の貨物には米国の荷受人のIRS雇用主識別番号（EIN）、または個人の場合には社会保障番号（SSN）を記載するよう義務付けられています。全ての米国向け貨物の航空貨物運送状およびコマース・インボイスには上記の番号の記載が

必要です。EINまたはSSN番号は米国通関に記録されなければなりません。会社名、住所、またはEIN/SSN番号に変更がある場合は直ちに当社までご連絡ください。当社システムの変更を行います。

正しいEIN/SSN番号が記載されていない貨物は、荷受人より当該番号の申告がなされるまで、またはその他の決定があるまで留め置かれる場合があります。

この米国通関規則は税関申告価額が2,000米ドル*を超える貨物、および金額に関係なく織物または繊維製品、皮革または皮革製品、その他米国税関の正式通関許可を要する規制品目ならびにオートメイトド・ブローカー・インターフェイス/オートメイトド・コマース・システム（ABI/ACS）で電子的に処理された貨物に適用されます。

*この制限は変更される場合があります。最新の情報については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

- H. 米国向けの輸入貨物のうち印刷物、あるいは200米ドル以下の書類外の物品、[ただし、規制あるいは管理されているもの（例：織物または繊維製品、皮革および皮革製品等）、特定のゴム製品およびプラスチック製品、他の政府機関（米国食品医薬品局、米国農務省、連邦通信委員会、環境保護局、アルコール・タバコ・火器局、魚類・野性生物局）によって規制されている物品を除きま]はフェデックス・インターナショナル・メールサービスで送ることが可能です。米国輸入通関はGeneral Headnote 16 (c) または 19 USC 13217の規定のもとで行われます。貨物の内容が引受可能であることに加えて、貨物の発送元は米国以外の一つの荷送人（輸出者）からでなければならず、運送を託するそれぞれの貨物は一つにつき200米ドルを超えることはできません。
- I. 複数の政府機関（例：米国農務省、米国食品医薬品局、連邦通信委員会）によって規制されている物品や製品を含む貨物は通関が遅れることがあります。
- J. 税関その他機関の作為または不作為による配達不能、ならびに配達遅延について当社は責任を負いません。
- K. 海外に送られる貨物が仕向国への入国を認められるよう手配するのは差出人の責任となります。入国が認められなかった運送仕向国までの料金および返送費用は差出人が全ての支払責任を負うものとします。

危険品

- A. 当社は、日本、米国（アラスカでは、アンカレッジ内島）、カナダ、ヨーロッパ、バルバドス、セント・マーチン、アルーバ、トリニダード・トバゴ、バージンアイランドおよび韓国間の危険品取扱可能と指定された場所から、または同場所へのほとんどのクラスの危険品の運送を引受けます。
- B. 危険品を含む全ての貨物は最新の国際航空運送協会（IATA）危険品規則で航空運送を認可された物質および量に限られます。国際航空運送協会（IATA）規則により必要な場合には、それぞれの貨物に適切に作成された「危険品申告書」を最低2部添付しなければなりません。危険品は、FedEx Expanded Service International Air Waybillを使用した場合のみ発送が可能です。
- C. フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックスを含むいかなるフェデックス・パッケージにも危険品を梱包することはできません。また危険品の梱包は全ての必要なマーキング、ラベル、書類を添付できるように十分な大きさが必要となります。
- D. 全ての当社営業所にて危険品貨物を受け付けることができるわけではありません。また、「ドロップボックス」またはスタッフが常駐していない

貨物の持ち込み場所での受け付けはできません。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

- E. 日本発の貨物に関して、危険品と非危険品の貨物が同じ日に同じ荷受人に送られる場合は、別個の航空貨物運送状を使用しなければなりません。通常（short form）の航空貨物運送状は危険品の発送に使用することはできません。
- F. 毒性主危険品または毒性副危険品クラス6.1の物質のなかで梱包等級がIおよびIIに該当するものは「V」等級の組み合わせ容器で梱包された場合のみ国際運送を引受けます。詳しくは当社までお問い合わせください。IATA主クラスが6.1およびクラス8の物品を同じオーバーパックで梱包した場合、あるいは、ひとつの外装容器の中に入れた場合、米国への運送をお引受けできません。危険ゾーンAの毒性吸入危険物（PIH）、または毒性主危険品または毒性副危険品を表示するラベルがついたクラス2の物質の運送はお引受けできません。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- G. クラス7の放射性物質については、アメリカ、カナダ、カリブ海地域、フランスの一定地域間のみに限られています。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- H. 必要な場合には、危険品貨物には8-1/2インチ（21.59センチメートル）×11インチ（27.94センチメートル）の「危険品申告書」2部を添付しなければなりません（この国際サービス規約の「梱包およびマーキング」の項をご参照ください。）。米国のCFRタイトル49書式は危険品の国際運送に使用することはできません。もし使用されると、その貨物は荷送人に返送されます。
- I. 通常の適用料金に加えて、危険品については次の特別取扱料金がかかります。
- 1 危険品（アクセシブル）：航空貨物運送状1通につき10,000円または1キログラム当たり200円のいずれか大きい金額
 - 2 危険品（インアクセシブル）：航空貨物運送状1通につき10,000円
- J. 危険品の「営業所・業務センター留めサービス」は、ヨーロッパ、カナダおよび日本の特定のフェデックス営業所でのみ可能です。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- K. 仕向地に依りて引受けることができる危険品には高圧ガス、可燃性物質（液体）、可燃性物質（固体）、酸化性物質、腐食性物質、有機性酸化物質、毒物、病気を移しやすい物質、ドライアイス等その他危険性を有する物質（IATA第2、3、4、5、6、7、8、9）があります。以下にあげるクラス8、クラス6.1およびクラス6.2の物質の運送はお引受けできません。
- 1 UN2031硝酸、濃度が40%を超えるもの
 - 2 UN1796混酸、濃度が40%を超えるもの
 - 3 UN1826廃硫酸、原液の濃度が40%を超えるもの
 - 4 UN1873過塩素酸、濃度50%を超えるもの
 - 5 UN3356化学酸素発生器は当社コーポレート・セイフティの許可を受けたものについてのみ引受け可。
 - 6 クラス6.2、リスクグループの病気を移しやすい物質
- L. 火薬類（クラス1.4を除く）および危険品ラベル（白I、黄II、III）付のプルトニウムは全仕向地引受不能です。クラス1.4の火薬類は全引受可能ですが、仕向地については制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- M. 固体または液体ポリ塩化ビフェニル（以下「PCBs」といいます。）の濃縮物、またはPCBsを含んでいる疑いのある環境サンプルは、該当する最新のIATAのパッケージング指示に従って準備された場合のみ当社はその運送を引受けます。この梱

- 包基準に従わなければならないのと同時に、PCBs貨物は、外側が金属のドラム(1A2)で内側が金属の容器(IP3またはIP3A)を使用する必要がある。吸気性のある素材で空間がなくなるように十分な詰物がされなければなりません。
- N. 有毒性廃棄物の運送はお引受けできません。
- O. 危険品貨物が当社の財産に損害を及ぼしまたは汚染した場合、当社はかかる損害または汚染に関連して負担する全ての費用、報酬、経費につき荷送人よりその回復を受ける権利を有します。そのような費用等には当該貨物の合法的な廃棄および流出あるいは漏洩した場合の清掃に係る全ての費用および報酬が含まれます。
- P. 濡れたパッケージ、内容物の漏れのあるパッケージ、あるいは臭いのするパッケージの運送の引受けはいたしません。
- Q. 化学酸素発生器は、当社の許可を得たものについてのみその運送を引受けます。
- R. 米国運輸省が全ての輸送形態による危険品の運送を規制します。米国運輸省の一部門である米国連邦航空局が危険品貨物の航空輸送を監督します。当社および他の全ての航空運輸業者が、不適切に申告された、あるいは申告されていない危険品貨物を発見した場合、その件を米国運輸省/米国連邦航空局に報告することが義務づけられています。そのような貨物に対する刑罰は罰金50万米ドル以下および懲役5年以上です。米国運輸省/米国連邦航空局はまた、危険品貨物の運送を当社または他の航空運輸業者に委託する前に、全ての荷送人に対し具体的な作業ごとの危険品研修を受けるよう要求しています。
- S. マネーバック・ギャランティ制度は、危険品を含む貨物には適用されません。

申告価額と賠償責任の限度 (保険ではありません)

- 貨物の運送申告価額は、貨物の滅失、毀損、遅延、誤配、不着、誤った情報の提供、貨物に関する情報の提供を怠った、または情報の誤配等当該貨物の運送に関する当社の最高賠償責任限度額を意味します。荷送人は、実際の損害額を証明する責任を負います。運送申告価額を超える損失の危険は、荷送人が負担するものとします。お客様は、保険に加入することにより、当該危険をお客様の選択した保険会社に移転することができます。当社は、いかなる種類の保険サービスも提供していません。
- A. もし何らかの理由によりワルソー条約が当社の賠償責任に適用されない場合(この国際サービス規約の「ワルソー条約に基づく運送」をご参照ください。)には、日本を仕向地または出荷地とする貨物の滅失、毀損、遅延またはその他クレームに対する当社の最高賠償責任限度額は100米ドルまたは重量1ポンド当たり9.07米ドル(1キログラム当たり17SDR)のいずれか大きい金額に制限されます。ただし、荷送人が航空貨物運送状にこれを超える価額の申告をし、本項Bに規定する従価料金が支払われている場合はこの限りではありません。フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの貨物においては、多くの仕向地によってそれぞれに定められた運送制限のための申告価額の上限を上回る事ができます(ただし、フェデックス・インターナショナル・プライオリティの上限として定められている金額を上回ることはできません。)。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- B. 100米ドルまたは1ポンド当たり9.07米ドルのいずれか適用される方の賠償責任限度額を超える運送価額の申告がなされた場合においては、貨物の価額について12,500円ごとに50円(端数が生じたときは切り上げます。)の従価料金をお支払いいただきます。ただし、限度額を超える価額の申告がなされた場合でも、貨物の滅失、毀

- 損または遅延に関する当社の賠償責任はその修理に要する費用、減価額または代替費用のうちいずれか最も低い金額のものとします。
- C. フェデックス・エンベロープまたはフェデックス・バックの税関申告価額および運送申告価額の上限は、仕向地にかかわらず、100米ドルまたは重量1ポンド当たり9.07米ドル(1キログラム当たり20.00米ドル)のいずれか大きい金額です。実際の価額または申告価額が100米ドルを超える品物は、フェデックス・エンベロープまたはフェデックス・バックで送ることはできません。
- D. フェデックス・エンベロープおよびフェデックス・バック以外の「フェデックス・インターナショナル・プライオリティ」による貨物の税関申告価額および運送申告価額の上限について、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- E. 次のような特殊な価値を有する品目の全部または一部を含む貨物については、運送申告価額の上限が1,000米ドルまたは重量1ポンド当たり9.07米ドル(1キログラム当たり20.00米ドル)のいずれか大きい金額に制限されています。これらの品目については、国によりその輸入が禁止されていることがあるほか、申告価額の限度額が低くなっており、上記制限が規制されることがあります。
- 1 技術、趣味、あるいは創造的才能を用いて販売用、展示用または収集用に製作された美術品。これには絵画、製図、花瓶、タペストリー、版数に制限のある版画、工芸品、彫像、彫刻、収集家の品物(およびその部品)等が含まれますが、これらに限りません。
 - 2 フィルム、写真の画像(写真のネガを含みます)、クロムフィルム、スライド。
 - 3 その固有の性質のために非常に損なわれやすい品物、その市場価値が非常に変動的な品物または市場価値を確認するのが非常に困難な品物。
 - 4 過去の時代の様式または服装を示すもので、それらの歴史、時の経過またはそれが稀少であることがその品物の価値を高めている品物等のアンティーク。これには、家具、食卓用器具、ガラス製品、コイン、切手、スポーツカード、記念品、貴重な記録等が含まれますが、これらに限りません。
 - 5 サイン、鏡、セラミック製品、磁器、陶器、クリスタル製品、ガラス、枠に入ったガラス等を含むガラス製品および同様の性質を有するその他壊れやすい品物。
 - 6 プラズマ・スクリーン。
 - 7 時計またはその部品、宝石または準宝石、カット済またはカットされていない原石、工業用ダイヤモンドおよび人造宝石類を含む宝飾品。
 - 8 毛皮の衣服、毛皮を用いた衣服および生皮を含む毛皮類。
 - 9 金および銀の地金、粉、沈殿物またはプラチナ等を含む貴金属類(ただし、電子機器内部に使用されるものは除きます。)
 - 10 有価証券、現金送付状またはその等価物(食料切札、郵便切手、トラベラーズチェック、富くじ札、為替、ギフトカードおよび商品券、プリペイド・コーリングカード(作動のためにコードを要するものを除きます。)、ボンドクーポンおよび無記名公社債等が含まれますが、これらに限りません。
 - 11 リカーズタンク、印紙。
 - 12 スポーツカード、記念品、貴重な記録等の収集家の珍重する品物(収集家の珍重するコインおよび切手は運送できません。「制限事項」の項をご参照ください。)
 - 13 20年以上経過したギターその他楽器または注文によって製作されたもしくは個人仕様で製作された楽器。

- F. 当社への運送申告価額は税関への申告価額を超えることはできません。
- G. 1 通の航空貨物運送状で複数のパッケージが運送される場合において、当該航空貨物運送状に各パッケージ個別の運送申告価額の記載がなく、総価額のみが記載されているときは、各パッケージの運送申告価額は、当該総価額を当該航空貨物運送状に記載されたパッケージの個数で除して決定します。ただし、お客様よりこれと異なる価額分配を裏付ける当社が満足しうる程度に立証可能な証拠の提出があったときはこの限りではありません。いかなる場合も、各パッケージの申告価額の合計は、貨物の総申告価額を超えることはできません。
- H. この国際サービス規約の他の条項にかかわらず、当社は、現金・通貨等の運送の引受けができない貨物の滅失、毀損、遅延、誤配または不着、情報の誤配について一切責任を負いません。この国際サービス規約の「制限事項」をご覧ください。
- I. この国際サービス規約の他の条項にかかわらず、当社は、荷送人によって適切な梱包がなされなかった貨物の滅失、毀損、遅延について一切責任を負いません。航空会社間の取り決めに準拠して貨物をお送りになる場合にはさらに制限があります。
- J. この国際サービス規約に規定する限度額を超える価額の申告は無効です。限度額を超える申告価額の貨物の運送を引受けられた場合においても、そのような貨物についてのこの国際サービス規約の規定の適用が排除されるものではありません。
- K. 貨物の運送申告価額にかかわらず、貨物の滅失、毀損、遅延、誤配、不着、誤った情報の提供、情報の提供を怠った、または情報の誤配に関する当社の賠償責任は、貨物の修理に要する費用、減価額、または代替費用のうちいずれか最も低い金額とします。
- L. 荷送人は、申告価額の欄を含め、航空貨物運送状およびその他の運送書類を正確に作成することに責任を負います。当社は、お客様がフェデックスに対し貨物を引渡した後、航空貨物運送状上の申告価額情報を変更する申し出をお受けいたしません。

寸法重量方式(容積重量)

当社は国際航空運送協会(IATA)の容積基準に基づいて運送料を査定する権利を留保します。現在の基準では1パッケージ、あるいは1 通の航空貨物運送状で運送される貨物を単位として、全ての貨物に寸法重量設定方式による料金算定方法が適用されています。現行のIATA基準(これは事前の通知なしに変更されることがあります。)では、寸法重量は、パッケージの縦と横と高さ(全てインチによります。)を乗じた数値を166(立方インチ当たりのポンドによる標準密度)で除して決定されます(センチメートルの場合は、縦[cm]×横[cm]×高さ[cm]÷6,000となります。)。この数値が実際の重量を超える場合には、料金は寸法重量に基づいて算出されることがあります。フェデックス自動出荷システムをご利用のお客様で、発送時にパッケージに寸法重量を適用しなかった場合には、当社から寸法重量料金に基づいて追加料金を請求させていただきます。

ドロップオフ・サービス

お客様ご自身が当社サービス・センターまたはドロップボックスに貨物を持ち込まれた場合で、運送料の支払いが現金(現金を受付けたことのできないフェデックス営業所もありますので当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)、小切手、郵便小為替またはクレジットカードでなされるか、あるいは有効なフェデックス・アカウント・ナンバーに請求されるときは、1貨物につき少なくとも500円の割引を受けることができます。お客様が、当社のサービスを定期的にご利用いただ

いているお客様に対する割引料金のシステムをご利用でない場合には、ドロップオフ割引により支払金額はその時の料金表の価額より500円安くなります。もし、同システムによる割引をお受けになっている場合は、500円のドロップオフ割引、またはお客様の通常の割引料金のいずれか大きい方を受けることができます。フェデックスドロップボックスでは危険品をお引受けできません。絶対に投函しないでください。

関税その他税金

- A. 貨物の通関手続に際して、当社は税関の査定する関税その他税金をお客様に代わって立替払いするものとします。全ての貨物について、当社が必要とみなした場合は、当社は立替金払戻手続を確認するため、通関手続前に支払人に連絡するものとします。当社が必要と認める場合は、当社が当該支払人の信用度が低い、あるいは当該貨物の申告価額が大きいといった場合に限り、当社の任意で、通関手続の完了および配達について立替金払戻手続確認を必要とするものとします。
- B. 関税その他税金は通常荷送人、荷受人または第三者に請求することができます。もし荷送人が航空貨物運送状の所定欄に支払人を指定するのを忘れた場合には、荷受人払いが認められている国においては関税その他税金は自動的に荷受人に請求されます。「関税その他税金元払い」または「関税その他税金第三者払い」は特定の地域への配達につき可能な選択ですので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。関税その他税金の支払いがなされなかった場合には、支払人について指示がどうであったかにかかわらず、荷送人がその支払いに最終的に責任を負うものとします。
- C. 日本への輸入貨物の関税その他税金について当社が立替払いをする場合、当社は500円あるいは関税その他税金の合計額の2%に相当する金額のいずれか大きい方を関税その他税金についての特別取扱手数料として請求します。
- D. 関税その他税金の払い戻しの確認が必要とされる荷受人が、当該関税その他税金の支払いを拒否した場合、当社は荷送人が同金額を支払うことを選択するかもしれないので当社の判断により荷送人に連絡する場合があります。もし荷受人が適切な払戻手続を行うのを拒否したときには、貨物は荷送人に返送されるか、あるいは保税上屋に留め置かれることとなり、荷送人はほとんどの運送料のほか、返送に要した費用の支払いにも責任を負うものとします。もし仕向地において、または返送される際に当社が関税その他税金の立替払いを行ったときは、荷送人は当該金額についても支払責任を負うものとします。
- E. 「関税その他税金荷受人払い」と指定された貨物について、荷受人に連絡がとれない場合または立替金払戻手続の十分な確認ができない場合には、貨物の配達が遅れることとなります。当社が立替える関税その他税金の当社への払い戻しの手続の十分な確認のとれない貨物については、この配達が遅れることとなりますが、当社はその遅延について一切責任を負いません。この場合に遅延については当社は免責され、サービス不履行とは扱われずとも、マネーバック・ギャランティー制度の適用はありません(この国際サービス規約の「免責規定」および「マネーバック・ギャランティー制度」の項をご参照ください)。
- F. 関税その他税金については請求書受領次第直ちにお支払いいただくものとします。
- G. 関税その他税金は、銀行振込、現金(日本円)、小切手(個人または企業の振出であって、振出人の身分が確認できるもの)に限ります。)、郵便小為替、または主要クレジットカード(当社の受け付けられるもの)に限ります。)

いただきます。

- H. 当社が荷受人に対する関税その他税金の払戻手続確認を必要とする場合には、仕向国において貨物の通関手続ができるようになった日の正午12:00時までには荷受人に連絡し、関税その他税金の見積額を連絡するようにします。当社が充分と認める手続がなされた場合には、貨物はその段階で通関手続をとり配達されます。払戻手続が確認された日の午後5:00時までには通関を終えた場合で荷受人の住所が翌日配達圏内に属している場合には、配達は翌営業日の午後5:00時までに行われることとなります。当社がお客様の代理として貨物の通関手続を終了し、お客様が当社と信用取引の手続をしておられない場合は、お客様への貨物の引渡しに先立って支払いを行っていただくことができるものとします。
- I. 貨物について課された関税その他税金の正確性または妥当性について争いがある場合、当社または当社が指定する通関業者は、貨物とともに提出された運送書類を精査することができます。かかる精査のうえで当社が当該関税その他税金が適正に課されたかと判断した場合、荷送人はかかる関税その他税金を課された額面通り支払うことに同意するものとします。
- J. 日本への輸入の場合、関税その他税金を含む所定の料金が輸入者に請求される場合があります(この国際サービス規約の「運送料等の請求」の項をご参照ください)。この場合、本項に定める関税その他税金の立替金払戻手続は、輸入者に対して行われ、輸入者は、本項に定める関税その他税金を含む所定の料金の支払いに責任を負うものとします。もし輸入者が支払いをしなかった場合には、支払人について指示がどうであったかにかかわらず、荷送人が全ての料金および費用について最終的に責任を負うものとします。

輸出規制法

お客様は、全ての適用ある法律、法令および規則(お客様の貨物の仕向国、発送国または経由国の輸出関連法および政府の規則を含みますが、これらに限られません。))に対して責任を負い、またこれらを遵守することを保証するものとします。お客様は、かかる法律、法令および規則の遵守に要する情報をご提供いただくものとします。またかかる必要書類を作成し、航空貨物運送状に添付するものとします。上記に加え、米国防務省が管理する「Denied Persons List」、お客様の氏名または名称が記載されている場合、いかなる貨物の運送も当社に委託しないことを特に保証するものとします。またお客様には、米国防務省の「特別指定国民 (Special Designated Nationals)」または「Blocked Persons」として氏名または名称が記載されている者または団体宛の貨物の発送を試みないことも保証するものとします。当社は米国の輸出関連法に違反する貨物の運送はいたしません。当社は、お客様が輸出関連法令または規則を遵守しなかったことに起因する損失または出費(罰金および料料を含みますが、これらに限られません。))について、お客様またはその他のいかなる者に対しても責任を負いません。

フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト (BSO)

フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトとは、当社または当社指定の業者以外のお客様が特定の通関業者と指定し、当社のフェデックス・インターナショナル・プライオリティをご利用いただくサービスです。このサービスが利用できる国には制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。ブローカー・セレクトは、FedEx Expanded Service International Air Waybillを使用した場合のみ受付が可能です。フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セ

クトには以下を条件として、この国際サービス規約のフェデックス・インターナショナル・プライオリティの規定が適用されます。

A. 配達約束時間

荷送人または荷受人が当社もしくは当社の指定業者以外の者を通関業者として指定した場合(ただし、かかる指定が許される場合に限るものとします。))において、当該貨物が保税倉庫において指定業者に引渡される場合は、仕向国において通関手続が可能となる最初の営業日の正午12:00時までには当該通関業者に貨物が準備できていることを連絡すれば、貨物は約束時間内に配達されたものとします。しかし、荷送人または荷受人が当社または当社指定業者以外をその通関業者として指定した場合で、当社が継続して貨物を保管し、通関手続その他必要な関係機関の手続完了後、当該通関業者より適切な通関済書類を受け取り、配達する責任を負っている場合において、検査、サンプル提出、お客様の準備した書類の不備または不足、荷送人または荷受人によって指定された当該通関業者の行為、過失または不作為のために当社への書類の引渡しが遅延したときは、当社の配達約束時間は、営業日1日の遅れ(1日に満たないときも1日とみなします。))につき1営業日を加算して調整するものとします。

B. マネーバック・ギャランティー制度

本項Aに説明されている配達約束時間より遅れて貨物が配達された場合、この国際サービス規約のマネーバック・ギャランティー制度による運送料の払い戻しが、マネーバック・ギャランティーの規定に従って適用されます。

C. フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト貨物には土曜配達サービスの適用はありません。

D. 次の場合、お客様のフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト貨物に経路追加特別料金が適用されます。

- 1 お客様指定の業者が輸入通関を行い、かつ
- 2 通関後、当社が荷受人までの配達を行い、かつ
- 3 配達先が、指定通関業者が通関を行った地点と異なる当社の通関地点の対象地域にあるとき。

E. 1通の航空貨物運送状で何品目でも送ることができます。

F. 貨物の運送申告価額および税関申告価額の上限は仕向国によって異なります。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。

G. 取扱品目

- 1 フェデックス・インターナショナル・プライオリティでお引受できる全ての品目
- 2 さらに以下品目がフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトではお引受できません。何らかの制限がある場合もございますので、仕向地ごとの条件につきましては当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
 - a. 動物、海洋生物、または鳥類からなる製品
米国向けでは上記品目は次の都市向けのみの引受可能です。
ルイジアナ州—ニューオーリンズ
テキサス州—ダラス、フォートワース
イリノイ州—シカゴ
ハワイ州—ホノルル
ニューヨーク州—ニューヨーク
フロリダ州—マイアミ、オーランド
オレゴン州—ポートランド
カリフォルニア州
—ロサンゼルス、サンフランシスコ
ワシントン州—シアトル
ジョージア州—アトランタ
 - b. 免税品として申告される個人使用の貨物
 - c. 一時輸入保証金が必要な輸入貨物
- H. 航空貨物運送状 (FedEx Expanded Service International Air Waybill) 上に間違った郵便番号

が記載されている場合、アパート番号の記入漏れがあった場合、通関業者のすでに移転している旧住所の記載があった場合等、指定通関業者の住所が不完全または不正確である場合においても、当社は正しい住所にできるだけ迅速に配達するように努めますが、配達ができないときには責任を負いません。このサービスには1件につき1,200円の特別取扱料金ががかかります。正しい住所が確認できず、指定通関業者に連絡をとることができなかった場合には、当社は荷送人に連絡をして、指定通関業者の住所を確認するか、貨物を返送すべきか否か荷送人の指示を受けるようにいたします。当社は指定通関業者住所が不完全または不正確である貨物については配達約束時間を守る義務を負いません(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご参照ください)。

- I. フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトを選択された貨物に対し当社は関税その他税金の立替払いをいたしません。また、かかる請求を行うこともありません。
- J. 指定通関業者が定まらない場合、お客様の指定通関業者が通関業務を遂行しようとしないう場合、または指定業者に関する十分な情報が提供されていない場合(業者名、住所、電話番号、郵便番号の不備を含みます。)、当社は当社で通関手続を行う権利を留保します。なお、当社で通関業務を行なった場合、通常のフェデックス・インターナショナル・プライオリティの全ての規定が適用されます。
- K. 当社はおお客様の指定通関業者から最も近い当社保税施設にフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの貨物を輸送いたします。

フェデックス・インターナショナル・エコノミー (IE)

フェデックス・インターナショナル・エコノミーとは、日本から所定の海外仕向け地に向けて、書類その他のパッケージを通関手続を経たうえで所定の時間に配達するドア・ツー・ドアの運送サービスです。フェデックス・インターナショナル・エコノミーには、次の例外を除いてこの国際サービス規約の規定が適用されます。

- A. 配達所要時間は発送地および仕向け地によって異なります。また、海外に向けた貨物は、通関およびその他規制により配達が遅れる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- B. フェデックス・インターナショナル・エコノミーは通常の営業日に集配を行います。当社の直接サービス地域においては土曜日の集配をご依頼に応じて行う場合もあります。
- C. フェデックス・インターナショナル・エコノミーは限られた国々への運送についてのみ利用可能です。具体的仕向け地については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- D. フェデックス・インターナショナル・エコノミーでは危険品の運送はできません。
- E. フェデックス・インターナショナル・エコノミーでは、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの利用が可能です。
- F. フェデックス・インターナショナル・エコノミーでは、フェデックス・エンベローフ、フェデックス・バック、フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックスの料金は適用されません。全てのパッケージに対しては0.5キログラムを超えない貨物についてはフェデックス・インターナショナル・エコノミーの0.5キログラムの料金が適用されます。

フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイト (IEF)

フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フ

レイトには、次の例外を除いて、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト・サービスによる貨物の運送の条件の全ての規定が適用されます。

- A. パッケージ制限：全てのパッケージは4方向からフォークリフトで持ち上げられるようにスキッドがつけられていなければなりません。また、スキッドのないパッケージの運送はお引受けできません。それぞれのスキッドは収縮梱包されているか縛り付けられていれば、複数のパッケージを含んでいてもかまいません。1件の出荷で複数のスキッドを送ることもできます。1通の航空貨物運送状で送られる複数のスキッドは1つの複数パッケージ貨物となります。荷送人および荷受人の所在地にはそれぞれの貨物の集配に差し支えないだけの寸法および形の出入口がなければなりません。
- B. 寸法および重量制限：1パッケージにつき、最大高辺が70インチ(178センチメートル)、最大長辺が119インチ(302センチメートル)、最大長辺と胴回りの合計が300インチ(762センチメートル){最大長辺+(2×最大高辺)+(2×最大幅)}を超えることはできません。その他のパッケージの寸法制限は仕向け地によって異なる場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- C. フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトの各スキッドの重量は150ポンド(約68キログラム)より重くなければなりません。151ポンド(約69キログラム)の料金が最低料金として適用されます。
- D. 運送料金は、スキッドを含む貨物の総重量によって算定されます。
- E. フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトでは事前の承認がなければ1,500ポンド(約680キログラム)を超えるスキッドの引受けはできません。
- F. 貨物1件につき、最大10品目まで送ることができます。フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト(BSO)をご利用になれば当社または当社が指定した通関業者以外の特定の通関業者を指定してフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトを利用することができます。フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトをご利用になった場合は、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの品目制限が適用になります。
- G. 配達約束時間は仕向け地によって異なります。ただし、通常の場合配達には5営業日中に行われます。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- H. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトに適用される制限条項に加えて、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトでは次に掲げる物品の運送はできません。
 - 1 危険品
 - 2 生鮮品
 - 3 切り花
- I. フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトは通常の営業日に集配を行います。当社の直接サービス地域においては土曜日の集配をご依頼に応じて行う場合もあります。
- J. 貨物の運送申告価額および税関申告価額の制限は仕向け地により異なります。ただし、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトの場合ほとんどの仕向け地において申告価額の上限は5万米ドルです。フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトとフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトが併用された場合、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの申告価額の制限が適用になる場合があります。詳しくは当社営業担

当者またはカスタマーサービスまでお問い合わせください。

- K. 全ての貨物はスペースを確保するために事前に予約とその確認が必要となります。詳しくは当社営業担当者にお問い合わせください。

フェデックス・インターナショナル・ファースト

フェデックス・インターナショナル・ファーストには、以下に掲げる運送条件、弊社の通常の国際サービス規約、および当該貨物に係る航空貨物運送状の契約条件が適用されます。

- A. フェデックス・インターナショナル・ファーストとは、日本から米国内の所定の主要都市およびその他の所定の地域に向けた貨物を、翌日の午前8時(仕向け地の現地時間)までに配達するサービスです(土、日曜および祝祭日の配達はありません)。配達可能な都市、および集荷締切時間に関する詳細は当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- B. フェデックス・インターナショナル・ファーストは以下のサービスと一緒にご利用になれません。
 - 1 営業所・業務センター留めサービス
 - 2 C.O.D.(代金引き替え渡し)サービス
 - 3 土曜配達サービス
 - 4 フェデックス・インターナショナル・メールサービス
 - 5 ファイナシヤル・ドキュメント・オプション
 - 6 フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ブローカー・セレクト
 - 7 切り花の運送
 - 8 ドライアイスを除く危険品の運送
- C. 最初の配達の際に権限のある受取人が不在の場合、フェデックスは現地時間の同日午前10時30分までに2回目の配達を試みます。その際にも権限のある受取人が不在の場合、最初に配達を試みた日の翌日午前10時30分までに3回目の配達を試みます。ただし、2回目以降の配達を試みるについては当社が日時につき確約するものではありません。
- D. 貨物の重量は1パッケージにつき150ポンド、最大長辺は108インチ、さらに最大長辺と胴周りの合計は130インチを超えることはできません。
- E. 当該貨物発地所定の集荷締切時間前に貨物を当社へ引き渡していただく必要があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- F. フェデックス・インターナショナル・ファーストをご利用いただくには、当社航空貨物運送状の「サービス」の欄でフェデックス・インターナショナル・ファーストをご利用になる旨指定していただく必要があります。当該サービスの指定項目がない航空貨物運送状の場合には、「サービス」の欄に「IN1」とご記入いただく必要があります。
- G. 当社は通関に起因する貨物の遅延については責任を負いません。

フェデックス・インターナショナル・メールサービス (FIMS)

FIMSは、お客様の国際メールをひとまとめにして運送する当社のサービスです。具体的な仕向け地については、当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。FIMSについては、以下を条件として、この国際サービス規約の条項が適用されます。

- A. 当社またはその代理人は、郵便切手を貼ったうえで、FIMS貨物を最終仕向け地における配達のため郵便局に提出いたします。FIMS貨物についての当社の責任および義務は郵便局に提出した時点で終了するものとします。
- B. FIMS貨物にはマネーバック・ギャランティー制度は適用されません。
- C. 米国から発送されるFIMS貨物には特別な「フェデックスFIMS航空貨物運送状」が使用されるものとします。

- D. FIMS貨物の最低請求重量は貨物1件当たり1.5キログラムです。運送貨物を構成する各パッケージの平均重量が56グラム以下の場合には、当該貨物についてパッケージ1個当たり27円の手数料が課されます。
- E. FIMS貨物には特別料金が適用されます。詳細については当社営業担当者までお問い合わせください。
- F. FIMS貨物の航空貨物運送状に「プレミアム・サービス」または「スタンダード・サービス」の指定がない場合には、「プレミアム・サービス」の指定があったものとし、その料金が請求されます。
- G. FIMS貨物の内容は、手紙、レター・パッケージ、ハガキおよび印刷物、および価額が25米ドル(2,700円)未満、重量が4.4ポンド(2キログラム)未満の一定課税対象品のみとし、日本または仕向地において輸出入規制の対象となる物はFIMSで送ることはできません。ほとんどの課税対象品、国際郵便で禁じられている品、および特定の国で持込が禁じられている品は、FIMSで送ることはできません。郵便局がFIMS貨物の配達を拒否した場合においてお客様その他の者が被る損失または損害については当社は責任を負いません。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- H. 次のような非課税の印刷物は、FIMSでほとんど送ることができます。決算報告書(印刷されたもの)、広告用リーフレット、議事進行表(印刷されたもの)、年鑑、補足書(ルーズリーフ式)、年報、古書、定款(小冊子形態)、天体図(書籍形態)、地図帳、サイン帳(完成品)、書籍、小冊子、案内書、会報、カタログ、図表(地勢図、地形図、海図)、回書、子供用ぬり絵帳、企業報告書、漫画本、料理カード、クロスワードブック、日記(完成品)、辞書、名簿、百科事典、選挙人住所録、備品リスト、フットボール日程表、地質図、ちらし、旅行ガイドブック、賛美歌集、取扱説明書、定期刊行物、編物図案、ピラ、ルーズリーフ帳、雑誌、通信販売用カタログ、マニュアル、地図、メニュー(印刷されたもの)、ミサ典礼書、専攻論文、楽譜、譜面、新聞、お絵かき帳、パンフレット、分冊刊行物、絵本、投票用紙、ポスター専門誌、祈祷書、価格表、料理書、道路地図、スクラップブック(完成品)、スポーツの日程表、社内報、教科書、学位論文、時刻表、地勢誌、小論文、貿易目録、旅行案内、貿易名鑑、ワインリスト(印刷されたもの)。上記に限りませんので、当社営業担当者までお問い合わせください。
- I. 寸法重量: フェデックス・インターナショナル・メールサービスは寸法重量に基づく料金の査定の対象とはなりません。
- J. FIMSバッグ重量制限: フェデックス・インターナショナル・メールサービス用のひと袋の重量制限は50ポンド(23キログラム)までです。複数の貨物を1通の航空貨物運送状でお送りいただけます。袋はお客様にてご用意いただいたものでも結構です。
- K. 米国向けの輸入貨物のうち印刷物、または200米ドル以下の書類外の物品[ただし、規制あるいは管理されているもの(例: 織物または繊維製品、皮革および皮革製品等)、特定のゴム製品およびプラスチック製品、他の政府機関(米食品医薬品局、米農務省、連邦通信委員会、環境保護局、アルコール・タバコ・火器局、魚類・野生生物局)によって規制されている物品を除く]はフェデックス・インターナショナル・メールサービスで送ることが可能です。米国輸入通関はGeneral Headnote 4 (c)または19USC321 (a) (2) (c)の規定のもとで行われます。貨物の内容が引受可能であることに加えて、貨物の発送元は米国外の一つの荷送人(輸出者)からでな

ければならず、運送を託するそれぞれの貨物は1個につき200米ドルを超えることはできません。

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ (IP)

フェデックス・インターナショナル・プライオリティとは、日本から所定の海外仕向地に向けて、書類その他のパッケージを通関手続を経たうえで所定の時間に配達するドア・ツー・ドアの運送配達サービスです。1個当たりの寸法および重量制限は、150ポンド(68キログラム)、最大長辺が108インチ(274センチメートル)、最大長辺と胴回りの合計が130インチ(330センチメートル)です。フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスによる貨物の運送についての全ての条項が適用されます。

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション (IPD)

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションでは、同一の荷送人からの同一国内の複数の荷受人に宛てた個別パッケージを1つの貨物として引受け、通関手続を経たうえで、個別にドア・ツー・ドアで配達することができます。フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションは限られた国々においてのみ利用可能です。具体的仕向地については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションには、以下を条件として、フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスによる貨物の運送についての全ての条項が適用されます。

- A. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションの運送所要時間は、通関の遅れがない場合、2から4営業日となります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- B. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションでは個別パッケージの最大重量が683キログラムまたは1,500ポンドまでの貨物を受付けます。個別パッケージ1個につき、最大高辺が70インチ(178センチメートル)、最大長辺が119インチ(302センチメートル)、最大長辺と胴回りの合計が300インチ(762センチメートル) {最大長辺 + (2 × 最大高辺) + (2 × 最大幅)} を超えることはできません。個別パッケージの寸法制限は仕向地によって変わる場合があります。貨物の総重量には制限がありません。
- C. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションの利用に際しては、必ずお客様に当社の営業担当者と事前に手続をしていただく必要があります。また、運送の委託をなされる前に別途書類の作成をしていただけます。
*フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションにて発送されるお客様は、特別に設定されたフェデックス自動出荷システムをご利用いただく必要があります。
- D. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションは通常の営業日に集配を行います。
- E. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションによる1つの貨物の全てのパッケージは1人の荷送人より運送委託されたものでなければなりません。
- F. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションによる貨物には1つのまとまりとして、必ず1人の記録

上の輸入者が必要となります(同記録上の輸入者は必ずしも実際の荷受人である必要はありません。)

- G. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションの最低運送重量は、月平均として100キログラム(220ポンド)です。
- H. 総運送重量に基づいて、実際の重量または寸法重量のいずれか大きい方を運送料算定の基準とします。
- I. 「サービス地域外集荷/配達料」は適用されません。
- J. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションに係る貨物の持ち込みは事前に当社とお客様とで手配した当社営業所においてのみこれを受け付けるものとします。
- K. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションでは「危険品」、「生鮮品」は運送できません。
- L. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション料金には、「重量料金」と「パッケージ料金(per Package Chargeまたはper Address Charge)」との双方が含まれるものとします。
- M. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションにおける運送料および関税その他税金は「荷受人払い」または「第三者払い」とすることができます。「荷受人払い」は利用できません。
- N. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションの貨物の遅延に対するマネーバック・ギャランティー制度の適用はお約束の時間内に配達を完了できなかった貨物に含まれるパッケージ数とその重量に基づいて処理されるものとします。

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト (IPF)

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトは、この国際サービス規約に規定されるフェデックス・インターナショナル・プライオリティの重量および寸法制限を超える貨物の運送を受託し、ドア・ツー・ドアで配達するサービスです。仕向地には制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

- A. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトには、以下を条件として、この国際サービス規約のフェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスの規定が適用されます。
- 1 パッケージ当りの重量および寸法の制限
最大長辺を119インチ(302センチメートル)、最大高辺を70インチ(178センチメートル)までとし、最大長辺と胴まわりの合計が300インチ(762センチメートル)以内の貨物を対象としますが、仕向地によって寸法制限は異なる場合があります。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。重量は151ポンド以上1,500ポンドまでの貨物を対象とします。上記重量または寸法を超える貨物については、事前に当社までご連絡いただければ、お引受けできる場合もあります。150ポンド(約68キログラム)以上の貨物はフォークリフトで持ち上げられるような台の上に載せて運送されなければなりません。
 - 2 運送料金は、スキッドを含む貨物の総重量によって算定されます。
 - 3 フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトでは混載貨物運ぶことはできません。
- B. フェデックス・インターナショナル・プライオリティの寸法制限を超える貨物は上記に従いフェデ

ックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトで運送できる場合もあります。その場合には30ポンド(約14キログラム)の料金が最低料金として適用されます。

- C. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトの配達約束時間は仕向地によって異なります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- D. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトには土曜配達サービスの適用はありません。
- E. 税関申告価額：フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトの税関申告価額の制限は通常のフェデックス・インターナショナル・プライオリティとは異なります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- F. 全ての貨物はスペースを確保するために事前に予約とその確認が必要となります。詳しくは当社営業担当者にお問い合わせください。

燃料割増金

当社は予告なしに貨物に燃料割増金またはその他の特別取扱料金を賦課する権利を留保します。この割増金またはその他の特別取扱料金は当社が必要と認める期間適用されます。

営業所・業務センター留めサービス

「当社の営業所・業務センター留め」の指定がある場合には、お客様の貨物は、荷受人の受取りのため、当社の指定された営業所において留め置かれます(営業所・業務センター留めのサービスは全ての当社営業所で提供されるものではありませんので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)。なお、5営業日以内に指定営業所において荷受人が貨物を受け取らなかった場合には、貨物は配達不能とみなされます(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご参照ください。)

貨物の検査

当社は、当社が必要と認める時は、通知なしにいつでも貨物を開封してその内容物の検査をすることができます。ただし、当社はその義務を負うものではありません。税関その他の行政当局もいつでも貨物を開封して検査することができます。

免責規定

当社は、予見可能性の有無を問わず、この国際サービス規約に従って行った貨物の運送から生じた損害(直接損害、付随損害、特別損害、結果損害、逸失利益等全ての損害を含むものとします。)(については、「ワルソ一条約に基づく運送」)、「申告価額と賠償責任の限度」の各項およびこの国際サービス規約のその他条項に定められた限度額を超えるものについて一切責任を負いません(ただし、いかなる場合も貨物の実際の価額を超えないものとします。)。フェデックス・インターナショナル・プライオリティの対象国内のサービス対象地域外の都市を仕向地とする貨物を当社が誤って引受けた場合においても、当社は当社の判断により配達を完了するよう努力する場合があります。ただし、この場合、当社は責任を負わず、かつ配達証明の提供も致しません。その国について設定されている配達約束事項の適用もありません。当該配達については、その国について設定されている最も高い運送料ならびに地域配達手数料の全額が適用されるものとします。また、この場合、マネーバック・ギャランティー制度は、当社が直接提供した運送部分についてのみ適用されます。当社は当社の支配を超える事由により生じた貨物の滅失、毀損または遅延に関して責任を負いません。かかる危険については、お客様自身でご負担していただくか、保険を付していただくこととなります。保険を必要とされるお客様は、保険会社までお問い合わせ

合わせさせていただきます。当社では保険サービスを提供していません。

当社は貨物の滅失、毀損、遅延、誤配、不着、誤った情報の提供または情報が提供できないという状態が、当社の過失以外に起因する場合は、一切責任を負いません。当社は、次に掲げる事柄、またはその全部または一部に起因して生ずる貨物の滅失、毀損、遅延、誤配、不着、誤った情報の提供または情報を提供することができない状態について一切責任を負わず、料金の調整、また払い戻しも行いません。

- A. 荷送人、荷受人その他当該貨物の利害関係人等、フェデックス以外の者の作為、不作為または不履行。
- B. 貨物の性質、貨物の欠陥、または特有のあるいは内在する瑕疵。
- C. 不正確な貨物の申告、不適切または不十分な梱包、補強、マーキングもしくは住所の記載、信用状態に問題のあるアカウント・ナンバーの使用、定められた方法および期限内に通知を怠った場合等、当社航空貨物運送状に記載されている条項または当社国際サービス規約の規定(改正されることがあります。)、標準運送約款、料金表またはお客様の貨物に適用されるその他の契約条件がお客様により遵守されなかった場合。
- D. 航空上の危機、公敵、テロ行為、第三者の犯罪行為または信用状態に問題のあるアカウント・ナンバーの使用、空港施設について法的または事実上の権限を有する関係機関の措置、法律の施行、税関職員または公衆衛生職員の作為または不作為、暴動、ストライキその他の労働争議、内乱、戦争状態、現地、国内または国際の気象状態に付随する危険(全て当社の基準によって決定します。)、当社の支配を超える航空・陸上輸送ネットワーク(全て当社の基準によって決定します。)(の全国的・局部的混乱、その他の航空会社、委託会社または供給会社を含むいかなる会社のストライキまたは予想されるストライキ、自然災害(地震、洪水、ハリケーンは自然災害の一例です。))または通信、当社の従業員に危険をもたらす状況、情報システムの混乱あるいは故障、および犯罪行為。このような状況においても、当社は、状況に応じてできるだけ速やかに貨物を仕向地に運送し、配達するよう相当の努力をいたしますが、このような状況が起こる可能性についてお客様にお知らせする義務を当社は負いません。
- E. 荷送人、荷受人、またはこれらの代理人からの口頭または書面による配達指示に当社が従った場合。
- F. 荷送人または荷送人の指示を受けた者が梱包し、封印したパッケージの内容物の滅失または毀損。ただし、配達時に封が切られておらず、かつ、パッケージが元のままの状態であり、受取人が配達記録に損害を記さず貨物を受領した場合に限ります。
- G. 税関またはその他関係当局の作為または不作為により配達ができない、または配達を完了することができない場合、もしくは配達遅延。
- H. 関税その他税金およびその他費用の支払についての当社の方針を遵守したことにより生じた遅延。
- I. 当社の配達記録のコピーまたは配達時に入手した署名のコピーの提供不能。
- J. 磁気テープ、ファイルその他記録媒体からのデータの消失、または磁気テープ、ファイルその他記録媒体に蓄積されたデータの喪失または取出し不能、露出フィルムからの写真画像またはサウンド・トラックの消失または毀損。
- K. 磁気テープおよびコンピューター・テープ等の電子データ保存テープ、またはコンピューター・ディスク、コンパクト・ディスク、メモリー・スティック、マイクロフィッシュ等の電子情報保存媒体の消失。第三者の個人情報または財務情報を含む場合は、データが保存されている媒体の費用に限るものとします。

- L. 当社が梱包上の「荷物の置き方」についての表示(例：「天地無用」、上向き矢印(↑)または「こちら側を上とすること」等の表示)、「fragile」取扱注意」のラベル、その他荷送人による梱包上の指示に従わなかった場合。
- M. 貨物発送前に当社より梱包についての許可を得ることが必要または推奨されている場合において、当社より事前許可を得なかった場合。
- N. 蛍光灯、ネオン電球、ネオンサイン、X線管、レーザー灯、白熱電球、水晶結晶板、石英灯、見本に使用されるガラス管および研究試験環境で使用されるガラス容器等の貨物。
- O. お客様の貨物の滅失、毀損または遅延について当社がお客様に通知を行わなかった場合、またはそれらの通知が不正確であった場合。
- P. 「受取署名不取得での配達許可」が登録されている場合、署名を得ることなしに引き渡された貨物。
- Q. 不完全または不正確な住所、間違っ、不正確、不完全または不備のある書類、貨物の引渡しに必要な関税その他税金の支払、もしくは不完全または間違っした通関業者の住所に関して荷送人または受取人に通知する試みをしなかった、あるいはできなかった場合。
- R. 荷受人が貨物の受取を拒否した場合、貨物に漏れや毀損がある場合。かかる場合は、可能であれば荷送人に返送されるものとします。荷送人がかかる返送貨物の受取を拒否した場合、あるいは貨物の梱包不十分による漏れや毀損のため返送が不可能である場合は、荷送人はその責任において当社に対しかかる貨物の法的処分や漏れの清掃に要したあらゆる費用の弁済に応じるものとします。
- S. お客様より運送の委託を受けた記録が当社にない貨物。
- T. 最終的に当社に引渡されなかった貨物について、いったん荷送人が当社の自動請求システム、インターネットによる出荷方法、その他パッケージを出荷するために使用する自動出荷方法に入力した全ての情報を削除し忘れた場合。もしお客様がそのような誤りをし、返金、クレジットまたは請求の調整を要望される場合、お客様は、「運送料等の請求」の項の請求書の訂正等の通知規定に従わなければなりません。当社は、お客様がこれらの通知規定に従わない限り、いかなる返金、クレジットまたは調整についても責任を負いません。
- U. 縮尺モデル(建築モデル、ドールハウス等を含みます。)(および模型を含んだ貨物。
- V. お客様による不完全、不正確または無効なフェデックス・アカウント・ナンバーの使用、または運送書類上の請求に関する指示について信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーを提供することを怠った場合。
- W. プリーケース、旅行カバン、衣装バッグ、アルミケース、プラスチックケース、またはその他外箱梱包がされておらず粘着ラベル、汚れもしくはマーキングにより損傷するおそれのある品目への毀損。
- X. アルกอฮอล์飲料、植物または植物原料、タバコ製品、ダチョウあるいはエミューの卵、または水生生物等、腐敗し易いまたは寒暖により損害を受けるおそれのある貨物。
- Y. 荷送人が正確な配達住所情報を提供しなかった場合。
- Z. 禁制品に該当する貨物(「制限条項」の項をご参照ください。)
- AA. 貨物の適切な梱包についての梱包規定、アドバイス、助言、または案内は、かかるアドバイス、助言または案内がフェデックス・パッケージ・デザイン・ディベロップメント研究所の書面による承認があり、かつ、貨物の毀損に対する責任を明示的に承諾した場合でない限り、当社の責任を

認めるものではありません。

- BB. 不完全または不正確な住所が提供された貨物を配達約束時間に配達できなかった場合（「配達不能貨物」の項をご参照ください。）。
- CC. 衝撃（ショックウォッチ）、傾斜（ティルトメーター）または温度計器により表示された損害。
- DD. 適切な書類、マーキング、ラベルおよび梱包を含み、荷送人が適切に申告しなかった危険品貨物。当社は、申告のなされていないまたは隠れた危険品についての申立に対し支払いを行います。また当社のマネーバック・ギャランティー制度の適用もありません。
- EE. 当社がお客様のために、運送書類（航空貨物運送状、コマーシャル・インボイス、その他通関に関わる書類を含みます。）の作成、運送書類の審査、運送書類に必要な変更を加えることの助言、または運送書類を変更するもしくは補足情報を追加することの助言を行った場合（以下「付帯サービス」といいます。付帯サービスは、当社とお客様の合意により一定の場所で一定のお客様に対してのみ提供されます。）、当社は、付帯サービスを履行したことまたは履行できなかったことに関連して追加的な責任を一切負わず、当社が付帯サービスを履行したことまたは履行できなかったことに起因して発生した貨物の滅失、毀損または遅延その他の請求に対する当社の責任は、この国際サービス規約に定める賠償責任限度額が適用されます（この国際サービス規約の「フルン条約に基づく運送」、および「申告価額と賠償責任の限度」の項をご参照ください。）。

当社は、お客様、お客様の代理人、またはお客様のために行為する第三者によりなされた不正確、不完全、または誤った申告について一切責任を負いません。お客様は、お客様の貨物の内容およびその価額について適切に記載し、完全な申告をなすことに義務を負います。

お客様は、税関等関係当局により課された罰金を含み、不正確または誤った記載もしくは申告に起因するすべての損失、費用または支払について責任を負うものとします。

お客様は、航空貨物運送状、この国際サービス規約、その他関係する法律・法令上のお客様の義務を遵守しなかったことから生ずる当社に対して課される罰金または料料を含み、すべての損失、費用、および支払について当社を免責し、防御するものとします。

支払方法

運送料等の支払いは、小切手、郵便小為替、クレジットカード（JCB、ビザ、アメリカン・エクスプレス、ダイナース、マスターカード、UC）、信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーへの請求または現金（ただし、営業所または集荷地域の中には現金を取り扱わないところもあります。）によりこれを行うことができます。電子送金システムによる支払いは、事前に書面により合意されたときに限って利用できます。

マネーバック・ギャランティー制度

（法律により禁止されている場合には、この制度の適用はないものとします。）

当社は以下のサービスについてマネーバック・ギャランティー制度を提供します。この制度は予告なく中止または取り消される場合があります。

日本においてお支払いのお客様には、その貨物についての配達約束時間より60秒以上遅れて配達が行われた場合には、お客様の請求により、運送料金のみを当社は当社の選択で請求または該当する請求書請求金額より差引きます。マネーバック・ギャランティー制度には次の制限が適用されます。

- A. お客様の書類の不備により通関手続その他必要関係当局の手続が遅延した場合には、配達約束時間はこれらの手続の遅れ1日（1日に満たない場合は1日とみなします。）につき1営業日を加算して調整するものとします。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- B. 正確な配達約束時間は、当社カスタマーサービスまで電話をいただき、次の事項をお知らせいただくことによるのみ、お知りになることができます。
- 1 運送される品目
 - 2 集荷日
 - 3 正確な仕向地
 - 4 貨物の重量
 - 5 貨物の価額
 - 6 サービスの種類
- 当社発貨物に説明されている運送所要時間、または上記6つの必要事項に基づかないで当社カスタマーサービスがお知らせするものはあくまでも見積時間であって配達約束時間ではありません。
- C. 荷送人または荷受人が当社以外の者を通関業者として指定した場合（ただし、かかる指定が許される場合に限りものとします。）において、当社の判断により仕向地での貨物の通関手続が可能となった最初の営業日の正午12:00時までに当該通関業者に貨物引渡しが可能である旨連絡することがあります。この通知をもって、貨物は約束時間内に配達されたものとします。実際の貨物が保税倉庫において当該通関業者に引渡される場合には、その引渡しの時に当社の責任は終了するものとします。ただし、当社が引き続き貨物を保管し、通関手続その他必要関係機関への手続完了後、当該通関業者より適切な通関済書類を受け取り、荷受人に貨物を配達する責任を負っている場合には、当社への通関済書類の引渡しが遅延したときは、当社の配達約束時間は当該引渡しの遅れ1日（1日に満たないときも1日とみなします。）につき1営業日を加算して調整するものとします。
- D. 請求書が発行される貨物または自動出荷システムを使用して発送された貨物についてサービス不履行があった場合は、請求書日付から15日以内に書面または電話によりその通知が当社になされなければなりません。請求書の支払いに際しては、当該請求書の番号を明示するものとします。請求金額の全部または一部の支払いを留保する場合には、各未払料金についての理由とともにその貨物の航空貨物運送状の番号またはパッケージ追跡番号が明示されなければなりません。
- E. 現金、小切手、郵便小為替またはクレジットカードで支払われ、当社より請求書が送付されない貨物についてのサービス不履行については、集荷日から15日以内に書面または電話によりその通知が当社になされなければなりません。
- F. サービス不履行の通知には、フェデックス・アカウント・ナンバーをお持ちのお客様はそのナンバー、航空貨物運送状の番号またはパッケージ追跡番号、集荷日および荷受人に関する全ての事項が明示されなければなりません。
- G. お客様より当社に対してサービス不履行の通知があった後15日以内に、当社よりお客様に対し次に掲げるうちのいずれかの提供があったときは、サービス不履行はなかったとみなされます。
- 1 配達の日時および当該貨物について受け取りの署名を行った者の氏名からなる配達約束時間の遵守を示す資料。
 - 2 配達約束時間の不遵守がこの国際サービス規約の「免責規定」の項に規定する事柄から生じたことを示す資料。なお、お客様からのサービス不履行の通知が上記の期限内に当社に届かなかった場合は、当社はこれに応ずる義務はないものとします。
 - 3 運送の際に請求先として指定されたアカウン

ト・ナンバーの信用状態に問題があり、パッケージが他の支払方法が確保されるまで留め置かれた場合。

- H. パッケージ1つずつにつき1回限りの払い戻しが認められます。複数パッケージからなる貨物の場合には、1つ1つのパッケージにマネーバック・ギャランティー制度が適用されます。貨物のいずれかのパッケージにサービス不履行が発生した場合には、当該パッケージに対する部分の運送料については、このマネーバック・ギャランティー制度が適用されます。
- I. 運送の委託に際して荷受人に関する必要事項が全て提供された場合に限りこのマネーバック・ギャランティー制度による払い戻しを受けることができます。荷受人に関する事項は航空貨物運送状または当社の自動出荷システムにより提供されるものとします。
- J. 荷受人の住所が不正確だったために配達が遅れた貨物、貨物を受取または署名する者がいなかったために遅配となった貨物、そのパッケージが差出人に返送されるかどうかにかかわらず受取または署名が拒否されたために遅配となった貨物、またはこの国際サービス規約の「免責規定」の項に記載する事由により遅配となった貨物については、このマネーバック・ギャランティー制度は適用されません。
- K. このマネーバック・ギャランティー制度は、過誤請求に基づく請求書の訂正請求（この国際サービス規約の「運送料等の請求」の項をご参照ください。）および郵便私書箱宛に配達可能な貨物（この国際サービス規約の「郵便私書箱宛」の項をご参照ください。）には適用されません。
- L. このマネーバック・ギャランティー制度は、日本においてお支払いをなさるお客様のお支払いになった運送料についてのみ適用され、関税、税金その他の料金への適用はありません。
- M. 当社の自動出荷システムを利用してお客様がパッケージまたは貨物に誤ったパッケージ追跡番号を使用されたときは、マネーバック・ギャランティー制度は適用されません。
- N. このマネーバック・ギャランティー制度は、フェデックス・インターナショナル・ファースト、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト、フェデックス10kg ボックス、フェデックス25kg ボックス、フェデックス・インターナショナル・エコノミー、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイト、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトに係る貨物のみ適用されます。
- O. このマネーバック・ギャランティー制度は、配達不能の貨物、返送された貨物または危険品を含む貨物には適用されません。
- P. このマネーバック・ギャランティー制度は、通関に先だって、もしくは貨物の引渡しの際に当社が関税その他税金の支払いについての方針を遵守した結果配達が遅延となった貨物には適用されません。
- Q. フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの貨物に対して適用されるマネーバック・ギャランティー制度についての本条項以外の制限に関してはフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの項をご参照ください。
- R. 運送料の払い戻しは、お支払いになったお客様のアカウントへ借記するか、または、お支払いになったお客様に対する返金によるのみ行われるものとします。この制度に基づく書面による払戻請求は下記宛とするものとします。
- 〒261-7110
千葉市美浜区中瀬二丁目6番地
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト
フェデラルエクスプレスコーポレーション
カスタマーサービス マネージャー宛

当社カスタマーサービスファックス番号
043-298-1971

- S. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトまたはフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイト貨物の予約が必要に応じてなされなかった場合、マネーバック・ギャランティー制度は適用されません。
- T. 世界各地の祝祭日は配達所要時間に影響します。配達約束時間は世界の祝祭日の影響で変更になる場合がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。配達予定日が祝祭日にあたる場合には、通常の場合配達を翌営業日に行なわれます。マネーバック・ギャランティー制度の対象となる配達約束時間は、祝祭日にあたる期間の間延長されます。

複数パッケージの貨物運送

- A. 当社がサービスを提供している全ての海外仕向地について複数パッケージからなる貨物の運送を引受けます。それぞれのパッケージはかならずしも同時に配達されるとは限りませんが、全てのパッケージは選択されたサービスの配達約束時間内に配達されます。
- B. 貨物の各パッケージの重量が当該仕向地の指定限度を超えず、送られるのが10品目以内であれば、1通の航空貨物運送状で同一サービスによるパッケージを999個まで送ることができます。また同一サービスによる複数のパッケージを、同じ発地から1人の荷受人に対して1通のフェデックス国際航空貨物運送状にて発送することができます。ただし、フェデックス・エンベロープ、フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックスについてはこの限りではありません。
- C. 1,500ポンドを超える「フェデックス・インターナショナル・プライオリティ」および「フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト」運送については当社と事前に取り決めを行っていただきます。
- D. 貨物の各パッケージ1つにつき荷受人の完全な名前と住所を明瞭に記載したラベルを添付していただきます。
- E. フェデックス・エンベロープ、フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックスは1通の航空貨物運送状で1つしか送ることはできません。

混載貨物

当社は「フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービス」および「フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト」運送については混載貨物を引き受けることはできません。

パッケージ追跡

お客様の要請により国際貨物の追跡を行います。当社カスタマーサービスにご連絡いただくことにより、パッケージ追跡担当者が追跡を行います。パッケージ追跡の依頼の電話をされる際には次の事項をご準備いただかなければなりません。

- A. 航空貨物運送状番号
B. 集荷日
C. 荷受人の住所および氏名
D. パッケージの数と貨物の総重量
E. 貨物の内容と申告価額
F. お客様のお名前と電話番号（当社にお客様に必要な情報を折り返し電話でご連絡いたします。）集荷証明書は、お客様より要請があれば発行することができます。カスタマーサービスに電話して次のいずれかの番号をお知らせください。
(a) 集荷番号
(b) 航空貨物運送状またはパッケージ追跡番号

梱包およびマーキング

- A. 航空貨物運送状を適切に記入するのは荷送人の責任となります。貨物は必ずその取扱に際し特

別の取扱注意を払わなくとも安全に運送ができるよう、荷送人において準備し梱包していただきます。とりわけ、気温や気圧の変化などのような航空運送時に起き得る環境条件で損傷を受けやすい品目については、荷送人において適切な梱包をして保護するようご注意ください。各貨物には荷送人および荷受人の住所氏名および郵便番号をはっきりと消えないように明示していただきます。住所ラベルは貨物の各パッケージの両面に添付していただきます。住所ラベルを余分に1枚をそれぞれの箱の内部にも同封してください。梱包にはフェデックス・パッケージまたは上部、底部および側面において内容物を詰物で覆うことができる十分に大きなしっかりした段ボール箱を使用してください。ブリーフケース、旅行カバン、衣装バッグ、アルミ・ケース、プラスチック・ケース、コンピュータ用カートン等、通常の取扱において粘着ラベル、汚れ、マーキング等により表面が損傷を受けやすい品物は、運送用の保護容器に入れなければなりません。

- B. 危険物をフェデックス・パッケージで送ることはできません。また、「ドロップボックス」または「フェデックス・シップサイト」での受け付けはできません。
- C. 血液、尿、その他伝染性のない分析のための液状検体は、仕向地で制限がない場合に限り、水密一次容器および水密二次容器に入れて運送される場合のみ引受けます。ただし、この場合においても、一次容器と二次容器の間に吸収性の素材を入れてください。また二次容器の中に複数の一次容器を入れる場合には、一次容器を個別に梱包し、相互に接触しないようにしなければなりません。脱脂綿のような吸収性素材は一次容器の内容物全部を完全に吸収するのに十分な量を使用されなければなりません。適切な吸収性素材が使われているかどうかは、荷送人の責任にて確認していただかなければなりません。ダンボール箱/波状のファイバーボード箱、木材、金属または十分な硬さをもつプラスチック等できたりとした外側パッケージが使われなければなりません。この外側パッケージは、長さ8インチ（20.32センチメートル）、幅6インチ（15.24センチメートル）、深さ4インチ（10.16センチメートル）以上の大きさで、当社の航空貨物運送状およびパウチのための十分な大きさがなければなりません。フェデックス・パッケージ、スタイロフォーム、プラスチック製バッグ、紙製封筒等は受けつけることはできません。当社は上記または関係法規の規定を満たさないパッケージの引受けを拒否いたします。危険品貨物は当社のドロップボックスまたはスタッフが常駐していない貨物の持ち込み場所で引受けすることはできません。使用できるパッケージの素材について、さらにお知りになりたいお客様、またはご不明な点等ありましたら当社カスタマーサービスまでご連絡ください。
- D. 発泡ポリスチレン・クーラー（スタイロフォーム）は、フェデックス・パッケージ・デザイン・ディベロップメント研究所が事前承認した場合を除いて、しっかりとされた外側容器に入れて運送されなければなりません。
- E. 航空貨物運送状の記入、必要な場合危険品申告書の提出、およびそれらの書類が正しく記入されているかの確認は全て荷送人の責任において行っていただきます。
- F. 日本発の貨物に関しては、危険品と非危険品を同じ日に同じ荷受人に送る場合に別々の航空貨物運送状が必要となります。
- G. 荷受人が貨物の受取を拒否した場合、貨物に漏れや毀損があるときは、可能であれば荷送人に返送されるものとします。荷送人がかかる返送貨物の受取を拒否した場合、貨物の梱包不十分

による漏れや毀損のため返送が不可能である場合は、荷送人はその責任において当社に対しかかる貨物の法的処分や漏れの清掃に要したあらゆる費用の弁済に応じるものとします。

集配サービス

- A. 集配サービスは追加料金なしで通常の営業日に当社の直接サービス地域で提供されます。土曜日の集配はご依頼に応じて行う場合もあります。なお、土曜日の配達に1,250円の特別取扱料金がかかる仕向地があります。
- B. 直接集配サービス地域内に所在する海外仕向地への配達サービスは追加料金なしで提供されます。
- C. 日本国内および仕向地における自社集配サービス地域外での集荷・配達には運送代理業者が利用され、日本国内および仕向地では次の地域外集荷料および地域外配達料がかかります。また、料金体系によって異なる場合がありますので詳しくは当社カスタマーサービスにお問い合わせください。
1 フェデックス・エンベロープ：航空貨物運送状1通につき600円
2 フェデックス・パック：航空貨物運送状1通につき1,100円
3 フェデックス・エンベロープおよびフェデックス・パック以外のフェデックス・インターナショナル・プライオリティならびにフェデックス・インターナショナル・エコノミー：航空貨物運送状1通につき1,100円または1キログラム当たり50円のいずれか大きい金額
- D. 貨物は荷受人の住所に配達されますが、必ずしも指定された荷受人本人に直接配達されるとは限りません。貨物の宛先には荷受人の完全な住所と電話またはテレックスの番号が明示されていなければなりません。荷受人が受取署名なしで貨物を引渡すための契約書を当社と締結し、当社に受取署名なしで貨物を配達する権限を与えた場合には、貨物は受け取りの署名を得る事なく配達されることがあります。
- E. ホテル、政府事務所または施設、大学のキャンパスその他施設のようにメールルームまたは代表して受け取る場所のある施設への配達はそのメールルームまたは同該場所に行われるものとします。
- F. 荷送人以外の方が集荷依頼をされる場合には、信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーが必要で、フェデックス・アカウント・ナンバーを当社に指定できないとき、荷送人が自ら集荷依頼をしなければなりません。集荷依頼がなされた時から集荷が行われるまでに2時間以上かかる場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。集荷の時に貨物の準備ができていない場合（必要書類ができていない場合または貨物が指定の場所になかった場合等）が頻繁ですと、集荷サービスを中断することがあります。
- G. フェデックス・インターナショナル・プライオリティの対象国の国内サービス対象地域外の都市を仕向地とする貨物を当社が誤って引受けた場合においても、当社は配達を遂行するよう努力します。ただし、一定の制限があります（この国際サービス規約の「免責規定」の項をご参照ください。）。
- H. 支払いの指定を受けたフェデックス・アカウント・ナンバーの支払状況に問題がある場合、当該貨物の配達遅延、または返送されることがあります。その場合他の支払方法が必要となります。
- I. 当社は、当社の裁量により当社従業員の安全を保持するため別の集荷または配達方法を用いる場合があります。当社はまた、当社の裁量により当社従業員の安全を保持するため、また、当社のサービスが法律や規則に違反することに利用されるおそれがあると当社が判断する特段の事情がある場合には、パッケージあるいは貨物の

集荷または配達を拒否する場合があります。

300キログラムを超える貨物の集荷

次に定める当社サービスを利用して重量貨物を発送する場合、当社カスタマーサービスまでお電話をいただき、航空貨物運送状番号を当社にお知らせのうえ事前予約を行ってください。事前予約により、配達約束時間に間に合うよう貨物を搭載する航空機のスペースをご予約いただけます。

- A. インターナショナル・プライオリティ (IP) (300キログラムを超える場合)
- B. インターナショナル・プライオリティ・フレイト (IPF)
- C. インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション (IPD)
- D. インターナショナル・エコノミー (IE) (300キログラムを超える場合)
- E. インターナショナル・エコノミー・フレイト (IEF)

郵便私書箱宛

郵便私書箱に宛てた貨物は、米国内仕向地およびAPOやFPOのような米軍郵便私書箱宛てのものを除き、当社のサービス対象となっている国向けのものについてはこれを引受けます。荷受人の氏名および電話、ファックスまたはテレックスの番号が航空貨物運送状に明示されていることが必要です。電話、ファックスまたはテレックスの番号が明示されていない場合には、1,200円の住所訂正料が請求されることとなります。追加住所調査がしばしば必要となりますので、当社の通常の配達約束時間およびマネーバック・ギャランティー制度は適用されません。

配達証明/口頭

荷送人または荷受人の要請により、当社は、口頭で配達の確認(日付、時間および貨物の受領に署名した者の氏名)を行います。当社がサービスを提供しているほとんどの国に向けた貨物について、この情報は、通常、配達予定日の配達先の現地時間で深夜12:00時までは利用可能となります。ただし、アルゼンチア、アメリカン・サモア、アンゴラ、アンギラ、アンティグア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バーバダ、ベニン、ボリビア、ボネール、ボツワナ、ブラジル、英領バージン諸島、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボベルデ、チリ、中国、コロンビア、コンゴ、NZ領クック諸島、クワチア、キュラソー、チェコ共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、仏領ギニア、仏領ポリネシア、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアドループ、ギニア、ギニアビサオ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド共和国、イスラエル、イタリア、コートジボアール、ジャマイカ、日本、ケニア、韓国、レバノン、レソト、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、ミクロネシア、モントセロト、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ領アンティル諸島、ニューカレドニア、ニュージラード、ニカラグア、ニジェール、北アイルランド、ノルウェー、パキスタン、パラオ、ババアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、リユニオン、ルーマニア、ルワンダ、サバ、セント・ユスタティウス、セント・クリストファー・ネイビス、セント・マーチン、セント・ビンセント、サイパン、サウジアラビア、セネガル、セイシェル、スロバキア共和国、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、

タンザニア、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ウガンダ、英国、米領バージン諸島、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザイール、ザンビア、およびジンバブエの一定の地域に向けた貨物については、この情報は配達予定日の翌日以降の現地時間深夜12:00時または数日以内に利用可能となります。チュニジア向けの書類については配達の確認はできません。また、赤道ギニア向けの書類および書類外貨物の配達の確認はできません。

配達証明/書面

集荷日から1年以内に荷送人または荷受人から要請があった場合には、当社はその裁量によりその仕向地での配達記録の写しもしくは電子的に保管してあるリストされた仕向地向けに行われた配達についての情報を提供します。ただし、かかる配達記録の提供ができない場合においても当社は一切責任を負いません。チュニジア向けの書類については配達証明は提供できません。また、赤道ギニア向けの書類および書類外貨物の配達証明も提供できません。

料金の見積

当社のサービスについての料金見積はお客様より提供された情報に基づいて行われます。最終的な料金およびサービスの種類は実際の委託貨物とこの国際サービス規約を適用することによって見積と異なることがあります。当社は、最初請求書に適用された料金またはサービスの種類が実際に委託された貨物と不一致だった場合を除いて、実際の請求書上の金額と実際の貨物の委託に先だつて見積もられた料金またはサービスの種類との違いについて責任を負いません。かかる不一致についていかなる種類の調整、払い戻しも行いません。当社は関税その他税金の見積をいたしません。

再配達サービス

このサービスは、要請により追加料金なしで提供されます。しかし、もし住所(事務所として使用されている住所を含みます。)へ1回配達を試みて配達できなかった場合、当社は当社の判断によって再度配達を試みるか、または受取人と連絡がとれて配達指示を受取人から得ることができるまで当社の営業所で保管いたします。3回配達を試みたとき、3回受取人への通知を試みたとき、または発送日から5営業日が経過したときのいずれか早い時点でなお配達できなかった貨物は配達不能とみなされます(この国際サービス規約の「配達不能」の項をご参照ください)。

貨物の引受け拒否

当社は、次の場合(ただし、これらに限りません。)には、当社の裁量により当該貨物の引受けを拒否し、当該貨物を留め置き、または返送する権利を留保します。当社は、貨物の引受け拒否にかかるいかなる責任も負いません。

- 1 当該貨物が他の貨物、財物または人員に損害または遅延を発生させるおそれがある場合、
- 2 不適切な梱包またはその他の理由により運送途中に毀損または紛失のおそれがある場合、
- 3 当該貨物の運送が法律で禁止されている可能性がある場合、またはこの国際サービス規約の規定(随時改正されることがあります。)に違反する可能性がある場合、
- 4 請求先として指定を受けたフェデックス・アカウント・ナンバーの信用状態に問題がある場合、または
- 5 当該貨物を引受けすることで他のお客様へのサービスの提供が阻害される可能性がある場合。

レギュラー・ストップ・ピックアップ(定期集荷サービス)

A. お客様に毎週少なくとも3日、フェデックスに集荷を依頼する貨物が常にあり、その数量と頻度を当社が確認できた場合、お客様は定期集荷サ

ービスを受けることができる場合があります。定期集荷サービスを受けるためには、以下の条件を満たさなければなりません。

- 1 信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーを有していること。
 - 2 常に十分な数量の貨物の出荷があること(一週間(月一金)につき少なくとも3日出荷があること)。
 - 3 何曜日の日時という具体的な集荷のスケジュールによる集荷場所についての手配の取り決めが前もってなされていること。
 - 4 お客様の担当集配地域の営業所の承認を前もって受けていること。
 - 5 継続してサービスを受ける資格があるかどうかを確認するため出荷状況をモニターさせること。
- B. 定期集荷サービスを受けるお客様には、当社の自動出荷システム、あるいはフェデックス・シブ・ソフトウェアをご利用いただいて出荷処理をしていただく必要がある場合があります。もし出荷の頻度が維持されない場合、定期集荷サービスを中止する場合があります。フェデックスはお客様の定期集荷サービスにいつでも変更を加える権利を留保します。

制限条項

- A. 寸法制限は国によって異なります。
- B. パッケージ当たりの重量制限は国によって異なります。
- C. アルゼンチン向け貨物を除いて、複数パッケージから構成される貨物の合計重量には各パッケージの重量が仕向地ごとのパッケージ当たりの重量制限を超えない限り、何ら制限はありません(仕向地ごとのパッケージ当たりの重量制限については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください)。500ポンドを超える貨物については、お客様より当社に事前に手配していただきます。集荷約束および配達約束のために当社までお客様より電話をいただく必要があります。マネーバック・ギャランティー制度はお客様の貨物が集荷された後に当社により配達約束時間が設定された場合に限り適用されます。
- D. フェデックス・エンベロープ、およびフェデックス・バック、フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックスによる貨物は、適切なフェデックス・パッケージに入れて当社に運送委託されなければなりません。
- E. 1通の航空貨物運送状に複数のサービス種類を指定することはできません。また1通の航空貨物運送状で複数のフェデックス・エンベロープおよびフェデックス・バック、フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックスを送ることはできません。
- F. 1通の航空貨物運送状で最大10品目まで送ることができます。
- G. 病気を移しやすい物質を含んだ血液、尿その他分析のための液状検体は危険品と見なされ(この国際サービス規約の「危険品」の項をご参照ください)、IATA規則が適用されます。その他の血液、尿その他分析のための液状検体は当社が定める特別の基準に従って梱包されなければなりません(この国際サービス規約の「梱包およびマーキング」の項をご参照ください)。病気を移しやすい物質として規制の対象となっているものはDiagnostic Specimen Envelopesで送ることはできません。Diagnostic Specimen Envelopesは病気を移さない物質のみ引受けます。
- H. 薬品: 薬品は、適用される連邦、州、地域の法律に従って委託された場合のみその運送を引受けます。荷送人は、適用される全ての法律を遵守する責任を負うものとします。
- I. 蛍光灯、ネオン電灯、ネオンサイン、X線管、レーザー管、電球。これらの品目は性質上非常に壊

れやすいため、当社サービスによる運送はおすす
めいたしません。

- J. ラップトップ型、デスクトップ型、ノートブック型あるいは小型のコンピューターその他あらゆる種類の電気製品は、フェデックス・ラップトップ・パッケージングあるいは承認されたフェデックス・パッケージで運送されなければなりません。当社が承認したパッケージの代わりとしては、製造元のオリジナル・パッケージをお使いになることをおすすめします。詳しくは当社までお問い合わせください。
- 注：フェデックス・スモール・ボックス、フェデックス・メディアム・ボックス、フェデックス・ラージ・ボックスは、ラップトップ型コンピューター機器の梱包には使用できません。
- K. 次の品目は、別段の合意がない限りいかなる海外仕向けについても運送を引受けることはできません（仕向け地によってさらに制限があります。品目によっては通関手続以外の様々な取扱手続を必要とする場合がありますので、運送時間が長引くことがあります。）。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- 1 APO/FPO宛の貨物
 - 2 C.O.D. (代金引替え渡し) 貨物
 - 3 人の死体、人の臓器もしくは人体の一部または焼却後のもしくは発掘された人間の遺体
 - 4 爆発物ークラス1.4を除きます（クラス1.4の火薬類は引受可能ですが、仕向け地については制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。）。
 - 5 火器、兵器およびそれらの部品
 - 6 食糧品、腐敗しやすいもの（冷蔵その他の環境管理を要する食品および飲料）
 - 7 切花を含む生きた昆虫、動物、および植物（切花は米国の一部地域向けについてのみ引き受けられますが、事前の手配が必要となります。）
 - 8 国、地方、州または地域の法律で禁止されている場合、宝くじの券および賭博用具
 - 9 金銭（収集用を除く硬貨、現金、紙幣、銀行券および裏書きされた株券、債券、預金伝票のような現金に相当する流通証券）
 - 10 輸入者が免税輸入をしようとする身の回り品
 - 11 ボルノ製品
 - 12 次の手続による貨物
 - a. 当社の事前の了解を得ない限り、税戻戻請求に係る貨物
 - b. 一時輸入保証金が必要な輸入貨物。ただし、フェデックス・インターナショナル・フローカー・セレクトで運送を委託された場合にはこの限りではありません。
 - c. 米国内務省からの許可を必要とする貨物（SDL）。SDL貨物は、フェデックス・エアポート・ツアー・エアポート、あるいはフェデックス・インターナショナル・エクスプレス・フレイト・サービス以外では運送の委託をお受けできないことがあります。
 - d. カルネ手帳
 - e. 薬物執行管理機関許可証
 - f. Foreign Trade Zoneに向けた貨物またはForeign Trade Zoneから発送される貨物
 - g. 信用状。ただし、事前に当社の了解を得た場合、あるいは信用状がArticle 29 of the UCP 500に基づいて譲渡される場合はこの限りではありません。
 - 13 危険な廃棄物、使用済皮下注射針／注射器、鋭利なもの、または医療廃棄物
 - 14 氷（凍った水）。フェデックス・パッケージ・デザイン・ディベロップメント研究所よりその梱包について事前の承認を得ているときはこの限りではありません。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
 - 15 運送器具、運送要員または他の貨物に損害ま

たは遅れの原因となるおそれのある貨物

- 16 当社が輸送、輸入または輸出のために特別の免許または許可を取得しなければならない貨物。ただし、米国内務省の水産野生生物部により指定された商品はフェデックス・インターナショナル・フローカー・セレクトにより米国へ運送されることがあります。
 - 17 法令により運送、輸入または輸出が禁止されている貨物
 - 18 税関申告価額が特定の仕向け向けに許可された金額を上回る貨物（この国際サービス規約の「申告価額と賠償責任の限度」の項をご参照ください。）」
 - 19 この国際サービス規約の「危険品」の項で運送を許可されたものを除く危険品
 - 20 死んだ動物、あるいは剥製にされた動物
 - 21 生きた魚
当社は、運送前の必要な手続きがなされた場合のみ例外的に生きた魚の国際運送を引受ける場合があります。その場合、お客様には、当社営業担当者にご連絡いただいで手続きを完了していただく必要があります。生きた魚の運送をお引受けする前に、その国際運送用パッケージはフェデックス・パッケージ・デザイン・ディベロップメント研究所のテストおよび承認を受ける必要があります。テスト方法についてのご質問は当社までご連絡ください。
さらされる可能性のあるあらゆる極端な温度およびどのような取り扱いにも耐えるように貨物を適切に梱包する最終的な責任はお客様が負うものとします。当社はこれらの貨物に係るいかなる損害のクレームに対してもお支払はいたしません。
 - 22 ビール、ワインおよび蒸留酒は、受取人が認可を受けた販売業者、卸売業者、小売業者、あるいは蒸留酒製造業者でない限り、米国向けの運送をお引受けいたしません。
 - 23 濡れた貨物、内容物の漏れのある貨物、臭いする貨物
 - 24 クラフト紙で梱包されたパッケージ
- L. 貨物の運送申告価額は航空貨物運送状に記載される税関申告価額を上回ることではできません。

経路指定および再経路指定

当社が全ての貨物の運送経路を決定します。当社によっていくつかの貨物が混載されたり、当社の判断によりチャーター便もしくはインターライン契約により他の航空運送会社によって運送される場合もあります。当社は、配達を迅速に行うために、他の運送会社を使用することも含め、貨物を迂回させる権利を留保します。
当社は、貨物を第三国を経由させたり、貨物を特定の航空機またはある一定の輸送経路で輸送する義務を負うものではなく、またいかなるスケジュールにしたがってもいかなる地点へも接続を行う義務を負いません。当社は予告なく運輸業者もしくは航空機を変更し、通常の輸送経路外を通過し、または貨物を地上輸送する場合があることをご了承ください。運送の委託の際に合意される経路地は存在しないことをご了承ください。当社は自ら適当と認める経路で貨物を輸送する権利を留保します。

土曜サービス

自社集配サービス地域においては土曜日の集配が可能な場合があります。日本の自社集配サービス地域においては土曜日の集配をご依頼に応じて行う場合があります。なお、土曜日の配達に1,250円の特別取扱料金がかかる仕向けがあります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

保管料

荷受人またはその貨物の指定通関業者に対して貨物

の引渡しが可能であることを通知してから、もしくは貨物の輸入手続に追加書類が必要であることを通知してから48時間（日本に輸入の場合は72時間）以上荷受人または指定通関業者より引渡し請求のない貨物、または当社業務センターに何らかの理由で残されたままの貨物については、1日につき日本では1,000円、国外では20米ドルまたは重量1ポンド当たり0.20米ドルで計算した金額のいずれか大きい方が保管料として課せられる場合があります。

配達不能貨物

- A. 貨物が何らかの理由で配達できない場合において現地の法令上貨物の返送に問題がないときは、当社は当社の判断により貨物返送の手配について荷送人に通知するよう試みる場合があります。この場合、荷送人と10営業日の間連絡が取れなかったときは、当社は貨物を保税倉庫に保管するか、あるいはその貨物を通関地で廃棄処分します。いずれの場合にも、パッケージが配達あるいは返送できない場合、当社は当社の判断によって、いかなる場所においても、貨物を移動あるいは廃棄処分することができます。荷送人がわかっている場合、その荷送人は発生した一切の費用を支払うことに同意するものとします。
- B. 海外から日本に返送された貨物については、最初の運送料およびその他費用とともに、返送料およびその関連費用が当初の荷送人に請求されます。関連費用には、関税その他税金および保管料等を当社が負担した場合には、これら全てが含まれます。危険品を含む返送された貨物については、荷送人が記入済みの返送用の航空貨物運送状およびその他全ての必要書類を提出しなければなりません。
- C. 現地の法令の制限により返送できない貨物は保税倉庫に保管するか、通関地で廃棄処分します。荷送人は、そのような保管あるいは廃棄処分に関し当社に発生した一切の費用を支払うことに同意するものとします。

保証

当社は、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。そして、ここに当社がいかなる種類の保証も行わないことを明示いたします。

フェデックスは、事前の予告なくいつでもこの国際サービス規約の内容を修正または変更する権利を有します。



お問い合わせは
 **0120-003200**
(043-298-1919)
<http://www.fedex.com/jp>